

別 紙

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
第一 引用の法令及び法令番号の一覧表			第一 引用の法令及び法令番号の一覧表		
索引	法 令 名	法 令 番 号	索引	法 令 名	法 令 番 号
か	(省略)	(省略)	か	(同左)	(同左)
	<u>貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律</u>	<u>平成 8 年法律第 115 号</u>		(新設)	(新設)
し	(削除)	(削除)	し	<u>株券等の保管及び振替に関する法律</u>	<u>昭和 59 年法律第 30 号</u>
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>	<u>平成 13 年法律第 75 号</u>		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	<u>商品先物取引法</u>	昭和 25 年法律第 239 号		<u>商品取引所法</u>	昭和 25 年法律第 239 号
<u>商品先物取引法施行規則</u>	平成 17 年農林水産省、経済産業省令第 3 号	<u>商品取引所法施行規則</u>	平成 17 年農林水産省、経済産業省令第 3 号		
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)		

改正後				改正前			
第二 引用通達（国税庁関係）一覧表				第二 引用通達（国税庁関係）一覧表			
日付	記号番号	件名	提要引用項目	日付	記号番号	件名	提要引用項目
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	昭和	徴徴2-9	公売財産評価事務提要の制定について（法令解釈通達）	41
				55. 6. 5			
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	平成	徴徴4-1	株券等の保管振替制度の下における預託株券等の滞納処分取扱いについて（法令解釈通達）	148
				4. 1. 7			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	平成	徴徴2-31	徴収事務提要の制定について（事務運営指針）	様式
				12. 11. 15	外11課共同		
平成	(省略)	「管理運営事務提要」の制定について（事務運営指針）	(省略)	平成	(同左)	「管理運営事務提要」の制定について（事務運営指針）	(同左)
21. 6. 3				21. 6. 3			
平成	徴徴2-13	「徴収事務提要」の制定について（事務運営指針）	様式	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
25. 4. 1	外16課共同						
平成	徴徴3-7	公売財産評価事務提要の制定について（事務運営指針）	41	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
26. 6. 27							

改正後				改正前			
第三 省略用語一覧表				第三 省略用語一覧表			
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語
い	(削除)	(削除)	(削除)	い	<u>委託先金融商品取引業者</u>	92(2)	<u>売却を委託する金融商品取引業者である証券会社等</u>
	委託株式等	54(1)	委託売却に係る振替株式等		委託証券	54(1)	委託売却に係る上場有価証券等
	委託売却	88(4)	振替株式等を振替機関等に委託して金融商品市場において随意契約により売却する方法		委託売却	88(4)	上場有価証券等を金融商品取引業者である証券会社等に委託して金融商品市場において随意契約により売却する方法
	委託売却実施期間	92(2)	振替機関等が委託証券を金融商品市場において売却に付す期間		委託売却実施期間	92(2)	委託先金融商品取引業者が委託証券を金融商品市場において売却に付す期間
	一括換価	24(2)	複数の差押財産を一の区分により一括して換価する方法		(新設)	(新設)	(新設)
か	(省略)	(省略)	(省略)	か	(同左)	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	(削除)		株券等	148(1)	株券又は新株引受証書
	株式等振替制度	88(4)	上場された株式等の取引を電子的に行う制度		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
き	(省略)	(省略)	(省略)	き	(同左)	(同左)	(同左)
	基準価額	41(1)	公売財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額）		基準価額	41	公売財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額）
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	(削除)		金融商品取引業者	88(4)	金融商品取引業を行うことにつき、内閣

改正後				改正前			
こ	(省略) <u>口座管理機関</u>	(省略) <u>88(4)</u>	(省略) <u>振替法第2条第4項の規定による株式等振替制度に基づいて振替株式等の振替を行うための口座を開設する証券会社等</u>	こ	(同左) (新設)	(同左) (新設)	<u>総理大臣の登録を受けた者</u> (同左) (新設)
し	(省略) (省略) 市場性減価	(省略) (省略) <u>41(2)</u>	(省略) (省略) 公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価	し	(同左) (同左) 市場性減価	(同左) (同左) 41	(同左) (同左) 公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価
	(削除) (省略) <u>○住所証明書</u>	(削除) (省略) <u>101(2)</u>	(削除) (省略) <u>買受人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(買受人が個人の場合には住民票の写し、法人の場合には商業登記簿に係る登記事項証明書等)</u>		<u>質権口座</u> (同左) (新設)	<u>148(3)</u> (同左) (新設)	<u>質権を目的とする口座</u> (同左) (新設)
	(省略) (削除)	(省略) (削除)	(省略) (削除)		(同左) <u>上場有価証券等</u>	(同左) <u>88(4)</u>	(同左) <u>金融商品取引所の開設する金融商品市場において、売買の対象とされている有価証券、株式等</u>
せ	(省略) (省略) 税務署等	(省略) (省略) <u>7(1)</u>	(省略) (省略) 税務署又は国税局(沖縄国税事務所を含む。)	せ	(同左) (同左) 税務署等	(同左) (同左) <u>25(1)</u>	(同左) (同左) 税務署又は国税局(沖縄国税事務所を含む。)

改正後				改正前			
た	(省略) (省略) 滞納処分の引継ぎ等	(省略) (省略) 7 (1)	(省略) (省略) <u>差押財産を換価するために行う徴収法第182条第2項若しくは第3項の規定による滞納処分の引継ぎ又は通則法第43条第3項若しくは第4項の規定による徴収の引継ぎ</u>	た	(同左) (同左) (新設)	(同左) (同左) (新設)	(同左) (同左) (新設)
ち	(省略) (省略) 徴収事務提要	(省略) (省略) 様式	(省略) (省略) <u>平成25. 4. 1付徴徴2-13ほか16課共同『徴収事務提要』の制定について</u> (事務運営指針)	ち	(同左) (同左) 徴収事務提要	(同左) (同左) 様式	(同左) (同左) <u>平成12. 11. 15付徴徴2-31ほか11課共同『徴収事務提要の制定について</u> (事務運営指針)
と	(省略) (省略) 特別口座	(省略) (省略) 92 (1)	(省略) (省略) <u>振替株式等の発行者が滞納者のために特定の振替機関等に開設した口座</u>	と	(同左) (同左) (新設)	(同左) (同左) (新設)	(同左) (同左) (新設)
の	(省略) 納付保証委託契約証明書	(省略) 49 (2)	(省略) <u>入札者等と保証銀行等との間において、期限を定めず当該入札者等に係る公売保証金の額に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約が締結されたことを証する書面</u>	の	(同左) (新設)	(同左) (新設)	(同左) (新設)
ひ	(省略) 評価事務提要	(省略) 41	(省略) <u>平成26. 6. 27付徴徴3-7「公売財産評</u>	ひ	(同左) 評価事務提要	(同左) 41	(同左) <u>昭和55. 6. 5付徴徴2-9「公売財産評</u>

改正後				改正前			
ふ	(省略)	(省略)	価事務提要の制定について」 <u>(事務運営指針)</u>	ふ	(同左)	(同左)	価事務提要の制定について」 <u>(法令解釈通達)</u>
	<u>振替株式等</u>	<u>88(4)</u>	<u>振替法第2条第12号から第21号に規定する株式、新株予約権等のうち、振替業を営む振替機関がその業務規定の定めにより取り扱うこととしているもの</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>振替機関</u>	<u>88(4)</u>	<u>振替法第2条第2項の規定による株式等振替制度に基づいて振替業を営む者として内閣総理大臣及び法務大臣の指定を受けた株式会社</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>振替機関等</u>	<u>88(4)</u>	<u>振替機関及び口座管理機関</u>		(新設)	(新設)	(新設)
よ	<u>振替法</u>	<u>88(4)</u>	<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>	よ	<u>振替法</u>	<u>100</u>	<u>株券等の保管及び振替に関する法律</u>
	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	
	(削除)	(削除)	(削除)	<u>預託株券等</u>	<u>100</u>	<u>振替法に規定する参加者が、同法に規定する保管振替機関に預託した自己及び顧客の株券及び新株引受権証書</u>	
	(削除)	(削除)	(削除)	<u>預託株券等持分</u>	<u>148(1)</u>	<u>預託株券等について滞納者が有する共有持分</u>	
り	利害関係人	<u>63(1)</u>	徴収法第96条第1項各号《公売の通知》に掲げる者	り	利害関係人	<u>67(2)</u>	徴収法第96条第1項各号《公売の通知》に掲げる者
	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	
〔備考〕 (省略)				〔備考〕 (同左)			

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">換価事務提要主要項目別 目次</p> <p>第3章 公売実施の一般的手続</p> <p> 第3節 見積価額の公告及び通知</p> <p> 41 見積価額の決定等</p> <p> (1) <u>見積価額の決定</u></p> <p> (2) <u>鑑定人に対する評価の委託</u></p> <p> 41-2 <u>一括換価する場合の見積価額の決定等</u></p> <p> (1) <u>基準価額の算定</u></p> <p> (2) <u>見積価額の決定</u></p> <p> (3) <u>見積価額評定調書の作成</u></p> <p> 42～46 (省略)</p> <p>第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</p> <p> 第1節 随意契約による売却</p> <p> 88～91 (省略)</p> <p> 92 <u>振替株式等の委託売却の手続</u></p> <p> (1) <u>振替株式等の換価方法</u></p> <p> (2) <u>振替機関等との事前協議</u></p> <p> (3)・(4) (省略)</p> <p> (削除)</p> <p> (5) <u>売却決定</u></p> <p> (6) <u>売却代金の受領</u></p> <p> (7) <u>国税の完納による売却決定の取消し</u></p> <p> (8) <u>委託売却実施期間内に売却できなかった場合</u></p>	<p style="text-align: center;">換価事務提要主要項目別 目次</p> <p>第3章 公売実施の一般的手続</p> <p> 第3節 見積価額の公告及び通知</p> <p> 41 見積価額の決定</p> <p> (新設)</p> <p> (新設)</p> <p> (新設)</p> <p> 42～46 (同左)</p> <p>第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</p> <p> 第1節 随意契約による売却</p> <p> 88～91 (同左)</p> <p> 92 <u>上場有価証券等の委託売却の手続</u></p> <p> (1) <u>上場有価証券等の換価方法</u></p> <p> (2) <u>委託先金融商品取引業者の選定及び事前協議</u></p> <p> (3)・(4) (同左)</p> <p> (5) <u>委託先金融商品取引業者に対する委託証券の預託</u></p> <p> (6) <u>売却決定</u></p> <p> (7) <u>売却代金の受領</u></p> <p> (8) <u>国税の完納による売却決定の取消し</u></p> <p> (9) <u>委託売却実施期間内に売却できなかった場合</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(9) 委託売却に係るその他の手続</u></p> <p>第7章 換価代金等の処理</p> <p>第2節 特殊な場合の配当</p> <p>117～123 (省略)</p> <p>124 <u>特殊な事情がある場合等</u></p> <p>(1) <u>複数の財産を一括換価した場合</u></p> <p>(2) <u>転質又は転抵当がある場合</u></p> <p>(3) <u>共同抵当がある場合</u></p> <p>(4) <u>抵当権の譲渡等があった場合</u></p> <p>(5) <u>担保権の目的となっている財産となっていない財産とを共に換価した場合</u></p> <p>(6) <u>不動産の共有持分を換価した場合</u></p> <p>第3節 配当及び充当の手続</p> <p>125～130 (省略)</p> <p><u>130-2 一括換価した場合の配当計算書の作成等</u></p> <p>131～137 (省略)</p> <p>第8章 特殊財産についての換価</p> <p>141～147 (省略)</p> <p>148 <u>振替株式等の換価</u></p> <p>(1) <u>買受人の資格</u></p> <p>(2) <u>権利移転手続</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>(10) その他の手続</u></p> <p>第7章 換価代金等の処理</p> <p>第2節 特殊な場合の配当</p> <p>117～123 (同左)</p> <p>124 <u>転質又は転抵当がある場合等</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>転質又は転抵当がある場合</u></p> <p>(2) <u>共同抵当がある場合</u></p> <p>(3) <u>抵当権の譲渡等があった場合</u></p> <p>(4) <u>担保権の目的となっている財産となっていない財産とを共に換価した場合</u></p> <p>(5) <u>不動産の共有持分を換価した場合</u></p> <p>第3節 配当及び充当の手続</p> <p>125～130 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>131～137 (同左)</p> <p>第8章 特殊財産についての換価</p> <p>141～147 (同左)</p> <p>148 <u>株券等保管振替制度の下における預託株券等の換価</u></p> <p>(1) <u>換価手続</u></p> <p>(2) <u>権利移転手続</u></p> <p>(3) <u>質権口座により質権を設定している場合の権利移転手続</u></p> <p>(4) <u>普通口座により担保権を設定している場合の権利移転手続</u></p> <p>(5) <u>滞納処分による差押えと強制執行等による差押えが競合した</u></p>

改正後	改正前
<p>149・150 (省略)</p> <p>151 共同抵当の目的となっている財産の換価</p> <p>(1) 換価の<u>方法</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(2)</u> 共同抵当の目的となっている財産の一部に設定されている他の抵当権（以下「競合抵当権」という。）がある場合</p> <p>152～154 (省略)</p> <p>第10章 異議申立てがあった場合等の処理</p> <p>159 (省略)</p> <p>160 不服申立てがあった場合の換価の制限に関する処理</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 売却決定後買受代金の<u>納付前</u>の場合</p> <p>(4) (省略)</p> <p>161～164 (省略)</p>	<p><u>場合</u></p> <p>149・150 (同左)</p> <p>151 共同抵当の目的となっている財産の換価</p> <p>(1) 換価の<u>原則</u></p> <p><u>(2)</u> 共同抵当権者に<u>配当すべき金額</u></p> <p><u>(3)</u> 共同抵当の目的となっている財産の一部に設定されている他の抵当権（以下「競合抵当権」という。）がある場合</p> <p>152～154 (同左)</p> <p>第10章 異議申立てがあった場合等の処理</p> <p>159 (同左)</p> <p>160 不服申立てがあった場合の換価の制限に関する処理</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 売却決定後買受代金の<u>納付の期限前</u>の場合</p> <p>(4) (同左)</p> <p>161～164 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(事務の進行管理)</p> <p>4 換価については、その実施前においては「換価処分の適否検討表」(様式 <u>308020-004~006</u>) により、また、手続着手後においては「換価事務進行状況表」(様式 <u>308020-028-2</u>) により、組織的、かつ、効率的にその事務の進行を管理すること。</p> <p>(公売予告通知書の送付の目的)</p> <p>5 「公売予告通知書」(様式 <u>304000-006</u>) は、次に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする<u>全ての</u>滞納者に送付する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(公売予告通知書を送付すべき者の範囲)</p> <p>6 「公売予告通知書」は、5に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする<u>全ての</u>滞納者に送付すること。</p> <p>ただし、「公売予告通知書」を送付してもその効果が期待できないことが明らかな者に対しては、送付しないこととして差し支えない。</p> <p>なお、再公売(86、国税徴収法(以下「徴収法」という。)第107条)をする者、納税の猶予(国税通則法(以下「通則法」という。)第46条第1項から第3項まで)又は換価の猶予(徴収法第151条第1項)等を取り消した者等に対しても、必要に応じて「公売予告通知書」を送付すること。</p> <p>(公売予告通知書の送付の時期等)</p> <p>7 (省略)</p> <p>(1) 「公売予告通知書」の送付及びその後の処理は、原則として当該事案の処分担当者が行うこと。</p> <p>なお、差押財産を換価するために徴収法第182条第2項若しくは第3項の規定によ</p>	<p>(事務の進行管理)</p> <p>4 換価については、その実施前においては「換価処分の適否検討表」(様式 <u>460040</u>) により、また、手続着手後においては「換価事務進行状況表」(様式 <u>460070</u>) により、組織的、かつ、効率的にその事務の進行を管理すること。</p> <p>(公売予告通知書の送付の目的)</p> <p>5 「公売予告通知書」(様式 <u>460010</u>) は、次に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする滞納者<u>のすべてに</u>送付する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(公売予告通知書を送付すべき者の範囲)</p> <p>6 「公売予告通知書」は、5に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする滞納者<u>のすべてに</u>送付すること。</p> <p>ただし、「公売予告通知書」を送付してもその効果が期待できないことが明らかな者に対しては、送付しないこととして差し支えない。</p> <p>なお、再公売(86、国税徴収法(以下「徴収法」という。)第107条)をする者、納税の猶予(国税通則法(以下「通則法」という。)第46条第1項から第3項まで)又は換価の猶予(徴収法第151条)等を取り消した者等に対しても、必要に応じて「公売予告通知書」を送付すること。</p> <p>(公売予告通知書の送付の時期等)</p> <p>7 (同左)</p> <p>(1) 「公売予告通知書」の送付及びその後の処理は、原則として当該事案の処分担当者が行うこと。</p>

改正後	改正前
<p><u>る滞納処分の引継ぎ又は通則法第 43 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による徴収の引継ぎ（以下「滞納処分の引継ぎ等」という。）を行う場合の滞納者宛の「公売予告通知書」は、滞納処分の引継ぎ等を行う前に、滞納処分の引継ぎ等を行う税務署等（税務署又は国税局（沖縄国税事務所を含む。））。以下同じ。）において送付する。この場合の同通知書には、滞納処分の引継ぎ等を受ける税務署等において公売を行うため滞納処分の引継ぎ等を行う旨を記載する。</u></p> <p><u>（注） 上記の滞納処分の引継ぎ等は、原則として、公売予告通知書に記載した指定日後に行うことに留意する。</u></p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>（修理等の処分）</p> <p>22 差押財産を換価する場合において、修理等の処分をしなければ買受けを希望する者がないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納国税に充てるべき額が増加すると認められるとき等、必要があると認められるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。この場合においては、「差押財産の修理等に関する同意書」（様式 <u>306010-069</u>）を提出させるものとする。</p> <p>なお、修理等の処分の費用は、他の滞納処分費と同様に国が支払い、これを滞納処分費として滞納者から徴収するものとする（徴収法第 93 条、徴基通第 93 条関係 1 から 4 参照）。</p> <p>（公売の実施方法の選定）</p> <p>24 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 個別換価又は一括換価の選定</p>	<p>(2)～(4) （同左）</p> <p>（修理等の処分）</p> <p>22 差押財産を換価する場合において、修理等の処分をしなければ買受けを希望する者がないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納国税に充てるべき額が増加すると認められるとき等、必要があると認められるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。この場合においては、「差押財産の修理等に関する同意書」（様式 <u>460020</u>）を提出させるものとする。</p> <p>なお、修理等の処分の費用は、他の滞納処分費と同様に国が支払い、これを滞納処分費として滞納者から徴収するものとする（徴収法第 93 条、徴基通第 93 条関係 1 から 4）。</p> <p>（公売の実施方法の選定）</p> <p>24 （同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 個別換価又は一括換価の選定</p>

改正後	改正前
<p>差押財産は、原則として個々に換価するが、以下に掲げる場合には、<u>複数の財産を一括して換価</u>（以下「一括換価」という。）し、又は一括換価できることに留意すること。</p> <p><u>なお、一括換価は、随意契約による売却（徴収法第 109 条）の場合にもすることができる。</u></p> <p>イ 次の財産については、それぞれに定めるところに従い、<u>一括換価</u>すること（徴基通第 89 条関係 3）。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(注) 抵当権者の同意を得て付加物を分離し又は備付物の備付けを廃止したときは、抵当権はその物について消滅し（工場抵当法第 6 条）、その物についての差押えの効力も及ばない（工場抵当法第 7 条）が、抵当権者の同意を得ないで分離した付加物又は備付けを廃止した備付物は、第三取得者に引き渡された後においても民法第 192 条から第 194 条まで《即時取得等》に定める即時取得に関する規定の適用がない限り抵当権の効力は失われず（工場抵当法第 5 条第 2 項）、差押えの効力も及ぶことから、これらを<u>一括換価</u>することができるものであることに留意する（徴基通第 68 条関係 2 の(4)の(注)）。</p> <p>(ロ)・(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 区分所有建物及びその敷地について、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権（当該専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利（建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第 2 条第 6 項）が一体化している場合（規約により分離処分が可能とされている場合を除く。）には、分離処分ができない（区分所有法第 22 条第 1 項）ので、<u>一括換価</u>すること（徴基通第 89 条関係 3 の(4)）。</p> <p>ロ イに掲げた財産以外の複数の財産（<u>滞納者を異にするものを含む。</u>）について、次のいずれにも該当するときは、当該財産を<u>一括換価</u>することができる（徴収法</p>	<p>差押財産は、原則として個々に換価するが、以下に掲げる場合には一括換価し、又は一括換価できることに留意すること。</p> <p>イ 次の財産については、それぞれに定めるところに従い、<u>一括して換価</u>すること（徴基通第 89 条関係 3）。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(注) 抵当権者の同意を得て付加物を分離し又は備付物の備付けを廃止したときは、抵当権はその物について消滅し（工場抵当法第 6 条）、その物についての差押えの効力も及ばない（工場抵当法第 7 条）が、抵当権者の同意を得ないで分離した付加物又は備付けを廃止した備付物は、第三取得者に引き渡された後においても民法第 192 条から第 194 条まで《即時取得等》に定める即時取得に関する規定の適用がない限り抵当権の効力は失われず（工場抵当法第 5 条第 2 項）、差押えの効力も及ぶことから、これらを<u>一括して換価</u>することができるものであることに留意する（徴基通第 68 条関係 2 の(4)の(注)）。</p> <p>(ロ)・(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 区分所有建物及びその敷地について、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権（当該専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利（建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第 2 条第 6 項）が一体化している場合（規約により分離処分が可能とされている場合を除く。）には、分離処分ができない（区分所有法第 22 条第 1 項）ので、<u>一括して換価</u>すること（徴基通第 89 条関係 3 の(4)）。</p> <p>ロ <u>同一の滞納者の所有に係る</u>イに掲げた財産以外の複数の財産について、次のいずれにも該当するときは、当該財産を<u>一括して換価</u>することができる。</p>

改正後	改正前
<p>第 89 条第 3 項)。</p> <p>ただし、<u>下記(ホ)の要件に該当しなくても、当該複数の差押財産が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の差押財産の搬出等に多額の費用を要するとき（例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産）には、一括換価することとして差し支えない（徴基通第 89 条関係 4）。</u></p> <p>(イ) <u>差押財産が不動産である場合は、それぞれの財産が客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められること。差押財産が不動産以外の場合は、それぞれの財産が同種又は相互に関連性があること。</u></p> <p>(ロ) <u>一括換価をすることにより高価有利に売却できること。</u></p> <p>(ハ) <u>滞納者を異にする場合は、それぞれの滞納者の国税について配当があること。</u></p> <p>(ニ) <u>一括換価をすることを不当とする事由（例えば、権利関係が複雑で担保権者等に対する配当に支障を来すおそれがあること。）がないこと。</u></p> <p>(ホ) <u>売却決定が同一の日であること。</u></p> <p>(注) 1 <u>共有に係る差押財産を一括換価する場合は、差押財産の共有者の全員が滞納している場合に限ることに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記の「滞納者」には、連帯納付の義務又は責任を負っている者、譲渡担保権者、第二次納税義務者、保証人及び物上保証人も含まれる（徴収法第 2 条第 6 号、第 9 号、徴基通第 2 条関係 10、11、第 89 条関係 4－2 本文参照）。</u></p> <p><u>なお、譲渡担保権者、第二次納税義務者及び保証人の財産については、徴収法第 24 条 3 項若しくは第 32 条第 4 項又は通則法第 52 条第 5 項の規定により換価が制限されているが、主たる納税者の財産を換価に付す前であっても、主たる納税者の財産が換価することができる唯一の財産である場合は、当該財産と一括換価することとして差し支えない（徴基通第 89 条関係 4－2 なお書）。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>ただし、<u>下記(ニ)の要件に該当しなくても、当該複数の財産が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の財産の搬出等に多額の費用を要するとき（例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産）には、一括して換価することとして差し支えない。（徴基通第 89 条関係 4）。</u></p> <p>(イ) <u>財産が、客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められること。</u></p> <p>(ロ) <u>一括して換価をすることにより高価有利に売却できること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(ハ) <u>一括して換価をすることを不当とする事由（例えば、担保権者に対する配当に支障を来すこと。）がないこと。</u></p> <p>(ニ) <u>売却決定が同一の日であること。</u></p> <p>(注) <u>イに掲げた財産以外の複数の財産とは、相互に連帯納付責任のある者がそれぞれ土地及びその土地の上の建物を別個に所有している場合並びに一方連帯納付責任の場合において、滞納者と連帯納付責任者がそれぞれ土地及びその土地の上の建物を別個に所有している場合等を含むことに留意する（徴基通第 89 条関係 4 の(注))。</u></p> <p>ハ 共有に係る不動産については、その共有者の全員が滞納しており、かつ、各滞</p>

改正後	改正前
<p>ハ 買戻権、再売買の予約の請求権保全の仮登記その他これに類する登記がされている譲渡担保財産でその買戻権等の権利者が滞納者であり、その買戻権の登記等に係る権利を差し押さえた場合には、それらの権利及び譲渡担保財産を<u>一括換価</u>することができる（徴収法第 25 条第 1 項）。 （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>（公売の場所の選定）</p> <p>25 公売は、原則として、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行う（徴収法第 97 条）こととするが、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる（徴収法第 97 条ただし書）。また、多数の買受希望者の参加を得るため国税局又は近隣税務署等との合同公売によることが効果的であると認められるときは、合同公売を実施することに留意する。</p> <p>なお、具体的には、以下に掲げる場所において行うこととする。</p> <p>(1) 期日入札又は期日競り売りの方法による場合 （省略）</p> <p>イ 税務署等の庁舎内 ロ～ニ （省略）</p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>（公売の実施決議）</p> <p>29 （省略）</p> <p>(1) 公売の実施決議 公売の実施計画は、換価事務担当者が「公売実施等決議書」（様式 308020-028）に</p>	<p><u>納者について国税への配当金額がある場合に限り、当該不動産を一括して換価することができること（徴基通第 89 条関係 5）。</u></p> <p>三 買戻権、再売買の予約の請求権保全の仮登記その他これに類する登記がされている譲渡担保財産でその買戻権等の権利者が滞納者であり、その買戻権の登記等に係る権利を差し押さえた場合には、それらの権利及び譲渡担保財産を<u>一括して換価</u>することができる（徴収法第 25 条第 1 項）。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>（公売の場所の選定）</p> <p>25 公売は、原則として、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行う（徴収法第 97 条）こととするが、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる（徴収法第 97 条ただし書）。また、多数の買受希望者の参加を得るため国税局又は近隣税務署との合同公売によることが効果的であると認められるときは、合同公売を実施することに留意する。</p> <p>なお、具体的には、以下に掲げる場所において行うこととする。</p> <p>(1) 期日入札又は期日競り売りの方法による場合 （同左）</p> <p>イ 税務署等（<u>税務署又は国税局（沖縄国税事務所を含む。）</u>。以下同じ。）の庁舎内 ロ～ニ （同左）</p> <p>(2)・(3) （同左）</p> <p>（公売の実施決議）</p> <p>29 （同左）</p> <p>(1) 公売の実施決議 公売の実施計画は、換価事務担当者が「公売実施等決議書」（様式 460050）に記載</p>

改正後	改正前
<p>記載し、必要な決裁を受け、「換価事績整理簿」（様式 <u>204030-019</u>）とともに保存すること。</p>	<p>し、必要な決裁を受け、「換価事績整理簿」（様式 <u>460060</u>）とともに保存すること。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>30 公売の実施決議を了したときは、次に掲げる事項に留意の上、<u>売却区分</u>ごとに「換価事務進行状況表」を作成し、その後の事績を記録する。</p>	<p>30 公売の実施決議を了したときは、次に掲げる事項に留意の上、<u>滞納者</u>ごとに「換価事務進行状況表」（様式 <u>460070</u>）を作成し、その後の事績を記録する。</p>
<p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(1)・(2) (同左)</p>
<p>(公売実施の上申)</p>	<p>(公売実施の上申)</p>
<p>32 (省略)</p>	<p>32 (同左)</p>
<p>(1) 上申の範囲</p> <p>イ 酒類製造設備等を<u>一括換価</u>する場合、工場財団の組成物件を公売する場合等でその見積価額の評価が困難な場合</p>	<p>(1) 上申の範囲</p> <p>イ 酒類製造設備等を<u>一括して換価</u>する場合、工場財団の組成物件を公売する場合等でその見積価額の評価が困難な場合</p>
<p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>(公告すべき事項)</p>	<p>(公告すべき事項)</p>
<p>34 「公売公告」（様式 <u>308020-034</u>）には、次の事項を記載し、これを公告しなければならない。</p>	<p>34 「公売公告」（様式 <u>460080</u>）には、次の事項を記載し、これを公告しなければならない。</p>
<p>(1) 公売財産の名称、数量、性質及び所在（徴収法第 95 条第 1 項第 1 号）</p> <p>公売財産の名称、数量、性質及び所在については、公売財産を特定する上において必要な事項につき、おおむね、次に掲げる例示に従って記載すること。この場合において、不動産につき、登記簿上の表示が現況と相違している場合には、当該登記簿上の表示のほか、現況を併記すること（19、<u>徴基通第 95 条関係 7 参照</u>）。</p>	<p>(1) 公売財産の名称、数量、性質及び所在（徴収法第 95 条第 1 項第 1 号）</p> <p>公売財産の名称、数量、性質及び所在については、公売財産を特定する上において必要な事項につき、おおむね、次に掲げる例示に従って記載すること。この場合において、不動産につき、登記簿上の表示が現況と相違している場合には、当該登記簿上の表示のほか、現況を併記すること（19 参照）。<u>また、公売財産が工場である場合には、その建物の種類、利用価値等が端的に推測できるように、例えば「鋳物工場」、</u></p>

改正後	改正前
<p>イ～ロ (省略)</p> <p>(注) 1 <u>公売財産が工場である場合には、その建物の種類、利用価値等が端的に推測できるように、例えば「鋳物工場」、「織物工場」等とその工場の業種を付記すること。</u></p> <p>2 <u>複数の財産（滞納者を異にするものを含む。）を一括換価する場合の「公売公告」には、一括換価する全ての財産を記載すること。</u></p> <p>3 <u>工場抵当物件を一括換価する場合の「公売公告」には、不動産の一筆ごとの記載とともに、動産である附属物件についても工場抵当法第3条《抵当権の目的物の目録》の目録程度の明細を記載すること。</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) 買受人の一定の資格その他の要件（徴収法第95条第1項第7号） 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするとき（141、148、159）は、その旨を記載すること（徴基通第95条関係13、14）</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) その他（徴収法第95条第1項第9号） (省略)</p> <p>イ～ト (省略)</p> <p>チ 一括換価の方法により公売する場合は、<u>次の事項</u></p> <p>(イ) <u>徴収法第89条第3項の規定により一括換価の方法によって公売を行う旨</u></p> <p>(ロ) <u>「公売公告兼見積価額公告」(様式308020-035)により見積価額を公告する場</u></p>	<p><u>「織物工場」等とその工場の業種を付記すること。</u></p> <p><u>なお、工場抵当物件を一括して換価する場合には、「公売公告」に不動産の一筆ごとの表示とともに、動産である附属物件についても工場抵当法第3条《抵当権の目的物の目録》の目録程度の明細を表示しなければならないことに留意する（徴基通第95条関係7）。</u></p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>(7) 買受人の一定の資格その他の要件（徴収法第95条第1項第7号） 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするとき（141、159）は、その旨を記載すること（徴基通第95条関係13、14）</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) その他（徴収法第95条第1項第9号） (同左)</p> <p>イ～ト (同左)</p> <p>チ 一括換価の方法により公売する場合は、<u>その旨</u> (新設)</p>

改正後	改正前
<p>合(43の(2)参照)において、全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めたときは、それらの見積価額</p> <p>リ～タ (省略)</p> <p>(買受勧奨)</p> <p>38 公売公告に加え、必要に応じ、買受けを希望する可能性の高い者に「公売のお知らせ」(様式 <u>308020-027</u>) を送付して買受勧奨を行うなど、買受希望者を積極的に募ること。</p> <p>買受勧奨を行う相手としては、例えば、不動産を公売する場合は宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第2条第3号)、近隣農家、農業協同組合、森林組合、差押債権者に対抗できない債権者、賃借権者などが、動産を公売する場合は古物商(古物営業法第2条第3項)などが考えられる。また、酒類製造設備、工場財団等を公売する場合は、滞納者の同業者等に買受勧奨を行うことも考えられる。</p> <p>なお、買受勧奨に当たっては、公売の日時、買受代金の納付の期限、見積価額など必要と認める公売条件を併せて通知すること。</p> <p>(見積価額の決定等)</p> <p>41 見積価額は、平成 26. 6. 27 付徴徴 3-7 「公売財産評価事務提要の制定について」(事務運営指針) (以下「評価事務提要」という。) の定めるところにより決定する。<u>この場合においては、差押財産を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない(徴収法第98条第1項後段、徴基通第98条関係3本文)。</u></p> <p><u>なお、見積価額の決定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p>(1) 見積価額の決定</p> <p>見積価額は、公売財産の時価に相当する価額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下「基準価額」という。)を求めた上で、公売の特殊性を考慮した</p>	<p>リ～タ (同左)</p> <p>(買受勧奨)</p> <p>38 公売公告に加え、必要に応じ、買受けを希望する可能性の高い者に「公売のお知らせ」(様式 <u>460150</u>) を送付して買受勧奨を行うなど、買受希望者を積極的に募ること。</p> <p>買受勧奨を行う相手としては、例えば、不動産を公売する場合は宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第2条第3号)、近隣農家、農業協同組合、森林組合、差押債権者に対抗できない債権者、賃借権者などが、動産を公売する場合は古物商(古物営業法第2条第3項)などが考えられる。また、酒類製造設備、工場財団等を公売する場合は、滞納者の同業者等に買受勧奨を行うことも考えられる。</p> <p>なお、買受勧奨に当たっては、公売の日時、買受代金の納付の期限、見積価額など必要と認める公売条件を併せて通知すること。</p> <p>(見積価額の決定)</p> <p>41 見積価額は、昭和 55. 6. 5 付徴徴 2-9 「公売財産評価事務提要の制定について」(法令解釈通達) (以下「評価事務提要」という。) の定めるところにより決定する。<u>見積価額の決定に当たっては、特に評価困難なもの及び見積価額が相当高額なものについては必要に応じて鑑定人にその評価を委託してその評価額を参考とし、その他のものについても努めて精通者の意見を徴して評価の適正を図ることとする(徴収法第98条)。</u></p> <p>(注) 1 見積価額は、<u>まず</u>公売財産の時価に相当する価額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下「基準価額」という。)を求めた上で、公売の特殊</p>

改正後	改正前
<p>減価をその基準価額のおおむね 30%程度の範囲内での<u>確に</u>控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する（<u>徴基通第 98 条関係 2 の(2)、3 の(1)、(2)参照</u>）。</p> <p><u>(2) 鑑定人に対する評価の委託</u></p> <p><u>特に評価困難なもの及び見積価額が相当高額なものについては必要に応じて鑑定人にその評価を委託してその評価額を参考とし、その他のものについても努めて精通者の意見を徴して評価の適正を図ることとする（徴収法第 98 条第 2 項、徴基通第 98 条関係 3 の(3)参照）。</u></p> <p><u>なお、鑑定人に公売財産の評価を委託する場合には、公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価（以下「市場性減価」という。）を適切に反映させた基準価額を求めることに留意する（徴基通第 98 条関係 2 の(2)の(注)、5 参照）。</u></p> <p><u>（一括換価する場合の見積価額の決定等）</u></p> <p><u>41-2 複数の差押財産を一括換価する場合の見積価額の決定に当たっては、41（見積価額の決定等）に定めるところによるほか、次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p><u>(1) 基準価額の算定</u></p> <p><u>一括換価する財産の評価に当たっては、原則として、一括換価する全ての財産を一体とした基準価額と各財産の基準価額を求める（鑑定人に評価を委託する場合は、同様の評価額の鑑定を依頼する。）。</u></p> <p><u>なお、次のいずれにも該当する場合は、全ての財産を一体とした基準価額のみを求めることとして差し支えない。</u></p> <p><u>イ 一括換価する各財産の所有者が差押えの時点において同一であること。</u></p> <p><u>ロ 担保権等の権利関係が公売公告時点において同一で、売却決定までの間に権利関係が変動しないことが明らかな財産であるなど、担保権者等に対する配当に支障を</u></p>	<p>性を考慮した減価をその基準価額から控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する（<u>徴基通第 98 条関係 1</u>）。</p> <p><u>2 鑑定人に公売財産の評価を委託する場合には、公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価（以下「市場性減価」という。）を適切に反映させた基準価額を求めることに留意する（徴基通第 98 条関係 1 (1)、2-2）。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>来すおそれがないと認められること。</u></p> <p><u>(注) 1 全ての財産を一体とした基準価額と各財産の基準価額の合計額が一致していないときは、全ての財産を一体とした基準価額を各財産の基準価額によりあん分して、各財産に対応する基準価額を求めるものとする。</u></p> <p><u>2 あん分計算に当たり、1円未満の端数が生じる場合は、四捨五入により端数を処理するものとし、各財産を一体とした価額と各財産に対応する価額の合計に差が生じる場合は、各財産に対応する基準価額の多寡により調整する。</u></p> <p><u>(2) 見積価額の決定</u></p> <p><u>(1)により全ての財産を一体とした基準価額と各財産に対応する基準価額を求めたときは、各財産に対応する基準価額から公売の特殊性を減価して各財産の見積価額を求めた上で、その見積価額を合計することにより、全ての財産を一体とした見積価額を決定するものとする。</u></p> <p><u>(3) 見積価額評定調書の作成</u></p> <p><u>(2)により全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めたときの「見積価額評定調書」(様式 308020-009)には、全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を記載する。</u></p> <p><u>なお、各財産の所有者が異なる場合には、財産の表示欄に各財産の所有者を明示する。</u></p> <p>(見積価額公告の方法、場所等)</p> <p>43 見積価額の公告については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 見積価額公告は、「公売実施等決議書」により、必要な決裁を了した上で、「見積価額公告」(様式 308020-037)によって行うものとするが、その方法及び場所等については、公売公告に準じて行うこと (33 参照)。</p> <p><u>なお、複数の財産を一括換価する場合の見積価額公告に当たっては、次に掲げる事</u></p>	<p>(見積価額公告の方法、場所等)</p> <p>43 見積価額の公告については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 見積価額公告は、「公売実施等決議書」により、必要な決裁を了した上で、「見積価額公告」(様式 460090)によって行うものとするが、その方法及び場所等については、公売公告に準じて行うこと (33 参照)。</p>

改正後	改正前
<p><u>項に留意する。</u></p> <p><u>イ 一括換価の方法により公売する旨を記載すること。</u></p> <p><u>ロ 「公売財産の表示」欄には、一括換価する全ての財産を記載すること。</u></p> <p><u>ハ 全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めたときは、それらの見積価額を記載すること。</u></p> <p>(2) 公売公告をするときまでに見積価額が決定されている場合には、「公売公告兼見積価額公告」により、その見積価額を公売公告と同時に公告するものとする。</p> <p>(3) 公売財産が動産である場合には、「見積価額公告（動産用）」（様式 <u>308020-038</u>）を作成し、これをその動産にちょう付する等直接表示して上記(1)の見積価額公告に代えることができること（徴収法第99条第3項）。この場合には、適宜の方法により「見積価額はその動産に直接表示してある」旨を周知すること。ただし、搬出ししない動産については、例えば、既に滞納者が事業を休廃止し、その差押動産を単に保管しているにすぎないような場合等見積価額をその動産に直接表示することとしても滞納者等の社会生活に著しく不利益とならないことが明らかであると認められる場合に限り、この取扱いによるものとする。</p> <p>（見積価額の通知）</p> <p>44 公売公告と同時に見積価額を公告した場合には、「公売通知書」にその見積価額を併記して滞納者及び公売財産上の権利者に通知するものとする。</p> <p><u>なお、複数の財産を一括換価する場合において、公売公告と同時に見積価額を公告したときの同通知書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p><u>(1) 一括換価の方法により公売する旨を記載すること。</u></p> <p><u>(2) 「公売財産の表示」欄には、一括換価する全ての財産を記載すること。</u></p> <p><u>なお、滞納者を異にする複数の財産を一括換価する場合には、「公売財産の所有者」</u></p>	<p>(2) 公売公告をするときまでに見積価額が決定されている場合には、「公売公告兼見積価額公告」<u>（様式 460110）</u>により、その見積価額を公売公告と同時に公告するものとする。</p> <p>(3) 公売財産が動産である場合には、「見積価額公告（動産用）」（様式 <u>460100</u>）を作成し、これをその動産にちょう付する等直接表示して上記(1)の見積価額公告に代えることができること（徴収法第99条第3項）。この場合には、適宜の方法により「見積価額はその動産に直接表示してある」旨を周知すること。ただし、搬出ししない動産については、例えば、既に滞納者が事業を休廃止し、その差押動産を単に保管しているにすぎないような場合等見積価額をその動産に直接表示することとしても滞納者等の社会生活に著しく不利益とならないことが明らかであると認められる場合に限り、この取扱いによるものとする。</p> <p>（見積価額の通知）</p> <p>44 公売公告と同時に見積価額を公告した場合には、「公売通知書」にその見積価額を併記して滞納者及び公売財産上の権利者に通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>欄に記載された滞納者の権利の対象となる財産を特定して明示すること。</u></p> <p>(3) 「<u>公売に係る国税等の額</u>」欄には、「<u>公売財産の所有者</u>」欄に記載された滞納者に係る滞納国税等のみを記載するとともに、その滞納者に係る公売処分の基礎となっている滞納国税等である旨を記載すること。</p> <p>(4) <u>全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めたときは、それらの見積価額を記載すること。</u></p> <p>(公売の通知)</p> <p>47 公売の通知については、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 公売公告をしたときは、次に掲げる者に対して「公売通知書」(様式 308020-039・040)によりその旨を通知すること(徴収法第 96 条第 1 項)。ただし、差押財産を再公売に付する場合において、その再公売の期日が直前の公売期日(徴収法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の日時」の属する日(期間入札の方法による場合には入札書が提出できる始期の属する日))から 10 日以内であるときは、公売の通知をする必要がないこと(徴収法第 107 条第 3 項)。</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>(注) 1 上記の「<u>滞納者</u>」には、徴収法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により追及を受けた譲渡担保権者及び担保物処分の場合における当該担保物の差押え時の所有者が含まれることに留意する(徴基通第 54 条関係 12、第 100 条関係 12 参照)。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>複数の財産を一括換価する場合の「公売通知書」の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p><u>イ 一括換価の方法により公売する旨を記載すること。</u></p>	<p>(公売の通知)</p> <p>47 公売の通知については、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 公売公告をしたときは、次に掲げる者に対して「公売通知書」(様式 460120)によりその旨を通知すること(徴収法第 96 条第 1 項)。ただし、差押財産を再公売に付する場合において、その再公売の期日が直前の公売期日(徴収法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の日時」の属する日(期間入札の方法による場合には入札書が提出できる始期の属する日))から 10 日以内であるときは、公売の通知をする必要がないこと(徴収法第 107 条第 3 項)。</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>(注) 1 上記の<u>滞納者</u>には、徴収法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により追及を受けた譲渡担保権者及び担保物処分の場合における当該担保物の差押え時の所有者が含まれることに留意する(徴基通第 54 条関係 12、第 100 条関係 12 参照)。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ロ 「公売財産の表示」欄には、一括換価する全ての財産を記載すること。</u></p> <p><u>なお、滞納者を異にする複数の財産を一括換価する場合には、「公売財産の所有者」欄に記載された滞納者の権利の対象となる財産を特定して明示すること。</u></p> <p><u>ハ 「公売に係る国税等の額」欄には、「公売財産の所有者」欄に記載された滞納者に係る滞納国税等のみを記載するとともに、その滞納者に係る公売処分の基礎となっている滞納国税等である旨を記載すること。</u></p> <p><u>ニ 全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めた場合において、公売公告と同時に見積価額を公告するときは、それらの見積価額を記載すること。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(債権現在額申立書の提出の催告)</p> <p>48 「公売通知書」による通知をするときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知っている者に対して、必要事項を記載した「債権現在額申立書」(様式 <u>308020-095・096</u>) を同時に送付し、当該「債権現在額申立書」をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告を併せて行う (徴収法第 96 条第 2 項)。</p> <p>なお、上記の「知っている者」は、47 (公売の通知) に掲げる者で、かつ、徴収法第 129 条第 1 項第 2 号から第 4 号《配当すべき債権》までに掲げる債権を有する者のうち知っている者に限られることに留意する (徴基通第 96 条関係 7)。</p> <p>(公売保証金の提供)</p> <p>49 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公売保証金の提供方法</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(債権現在額申立書の提出の催告)</p> <p>48 「公売通知書」による通知をするときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知っている者に対して、必要事項を記載した「債権現在額申立書」(様式 <u>460130、様式 460140</u>) を同時に送付し、当該「債権現在額申立書」をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告を併せて行う (徴収法第 96 条第 2 項)。</p> <p>なお、上記の「知っている者」は、47 (公売の通知) に掲げる者で、かつ、徴収法第 129 条第 1 項第 2 号から第 4 号《配当すべき債権》までに掲げる債権を有する者のうち知っている者に限られることに留意する (徴基通第 96 条関係 7)。</p> <p>(公売保証金の提供)</p> <p>49 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公売保証金の提供方法</p>

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>イ 現金(国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行(銀行法に基づく銀行のほか、信用金庫を含む。以下同じ。)の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下同じ。)で納付する方法(徴収法第100条第1項第1号、徴基通第100条関係1から4参照)</p> <p>なお、公売保証金を現金で納付するときは、税務署等において納付するのが原則であるが、期間入札又は期間競り売りの方法により公売する場合には、銀行振込み(主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座への振込みをいう。以下同じ。)の方法により納付することとして差し支えない。この場合の納付確認は、提出された「<u>公売保証金振込通知書兼払渡請求書</u>」(様式308020-051)及び主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座への入金確認により行う。</p> <p>ロ 入札者等と保証銀行等(銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下同じ。)との間において、期限を定めず当該入札者等に係る公売保証金の額に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約が締結されたことを証する書面(以下「納付保証委託契約証明書」という。)を税務署長に提出する方法(徴収法第100条第1項第2号、国税徴収法施行規則第1条の2、徴基通第100条関係5から7参照)</p> <p>(公売保証金の金額)</p> <p>50 公売保証金は、公売財産の売却区分ごとの見積価額の100分の10以上の額とする(徴収法第100条第1項本文)。</p> <p><u>なお、滞納者を異にする複数の財産を一括換価する場合には、原則として、あらかじめ各財産の見積価額に基づく各財産に係る公売保証金の額(全ての財産を一体とした公売保証金の額の内訳)を定めるものとする。</u></p> <p>(注) 各財産に係る公売保証金の額をあらかじめ定めなかった場合は、買受代金への充</p>	<p>(同左)</p> <p>イ 現金(国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行(銀行法に基づく銀行のほか、信用金庫を含む。以下同じ。)の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下同じ。)で納付する方法(徴収法第100条第1項第1号、徴基通第100条関係1から4参照)</p> <p>なお、公売保証金を現金で納付するときは、税務署等において納付するのが原則であるが、期間入札又は期間競り売りの方法により公売する場合には、銀行振込み(主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座への振込みをいう。以下同じ。)の方法により納付することとして差し支えない。この場合の納付確認は、提出された「<u>公売保証金振込通知書</u>」(様式460290)及び主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座への入金確認により行う。</p> <p>ロ 入札者等と保証銀行等(銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下同じ。)との間において、期限を定めず当該入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約が締結されたことを証する書面(以下「納付保証委託契約証明書」という。)を税務署長に提出する方法(徴収法第100条第1項第2号、国税徴収法施行規則第1条の2、徴基通第100条関係5から7参照)</p> <p>(公売保証金の金額)</p> <p>50 公売保証金は、公売財産の売却区分ごとの見積価額の100分の10以上の額とする(徴収法第100条第1項本文)。</p>

改正後	改正前
<p><u>当処理において、全ての財産を一体とした公売保証金の額を各財産の見積価額によりあん分して公売に係る国税に充てる必要があることに留意する。</u></p> <p>(公売保証金の領収等に関する処理)</p> <p>53 公売保証金の領収等に関する処理は、管理運営事務提要の定めるところにより処理する。この場合においては、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 納付</p> <p>公売保証金の額に相当する現金を納付させるとき(期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、公売保証金を銀行振込みの方法により納付させる場合を含む。以下同じ。)は、「保管金提出書兼受入書」を作成すること(管理運営事務提要(様式編)様式 115-851 の調理要領参照)。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 買受代金への充当</p> <p>(省略)</p> <p>イ 現金で納付する方法により提供された公売保証金については、買受人の意思表示により、買受代金に充てることことができる。したがって、この方法によるときは、その買受人に入札価額と公売保証金との差額を買受代金として納付させることとなる。この場合における買受代金の納付の効果は、買受代金のうち、買受代金に充てた公売保証金の額を控除した額の全額の納付があった時に生ずることに留意する(徴収法第 100 条第 3 項本文、徴基通第 100 条関係 8)。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合で、公売保証金を要する物件について、公売保証金の買受代金への充当を希望する入札者等があるときは、事前に「公売保証金の充当申出書」(様式 308020-052)を提出させること。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(公売保証金の領収等に関する処理)</p> <p>53 公売保証金の領収等に関する処理は、管理運営事務提要の定めるところにより処理する。この場合においては、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 納付</p> <p>公売保証金に相当する現金を納付させるとき(期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、公売保証金を銀行振込みの方法により納付させる場合を含む。以下同じ。)は、「保管金提出書兼受入書」を作成すること(管理運営事務提要(様式編)様式 115-851 の調理要領参照)。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 買受代金への充当</p> <p>(同左)</p> <p>イ 現金で納付する方法により提供された公売保証金については、買受人の意思表示により、買受代金に充てることことができる。したがって、この方法によるときは、その買受人に入札価額と公売保証金との差額を買受代金として納付させることとなる。この場合における買受代金の納付の効果は、買受代金のうち、買受代金に充てた公売保証金を控除した額の全額の納付があった時に生ずることに留意する(徴収法第 100 条第 3 項本文、徴基通第 100 条関係 8)。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合で、公売保証金を要する物件について、公売保証金の買受代金への充当を希望する入札者等があるときは、事前に「公売保証金の充当申出書」(様式 460300)を提出させること。</p> <p>(注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>ロ 徴収法第 115 条第 4 項《売却決定の取消し》の規定により売却決定が取り消された場合において買受人が提供した公売保証金があるときは、これをその公売に係る国税に<u>充てる</u>。<u>この場合において、滞納者を異にする複数の財産を一括換価した場合の公売保証金については、各財産に係る公売保証金の額をそれぞれの滞納者の公売に係る国税に充てることに留意する（50 参照）。</u></p> <p><u>なお、国税への充当後、なお残余があるときは、その残余金を当該公売財産の差押え時における権利者であった滞納者に交付すること（徴収法第 100 条第 3 項ただし書、徴基通第 100 条関係 12）。</u>この場合において、納付保証委託契約証明書を提出する方法により公売保証金を提供しているときは、保証銀行等に当該公売保証金の<u>額に相当する現金を納付させた上で、その公売に係る国税へ充当等の処理をすること（徴収法第 100 条第 4 項、徴基通第 100 条関係 9 参照）。</u></p> <p><u>おって、公売保証金をその公売に係る国税に充てたとき及びその残余金を滞納者に交付すべきときは、その旨を「充当通知書」（様式 308030-010・011）により滞納者に通知するものとする（徴基通第 100 条関係 13）。</u></p> <p>（注）1 上記の「<u>滞納者</u>」には、徴収法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により追及を受けた譲渡担保権者及び担保物処分の場合における当該担保物の差押え時の所有者が含まれることに留意する（徴基通第 54 条関係 12、第 100 条関係 12 参照）。</p> <p>2 （省略）</p> <p>(6) （省略）</p> <p>(7) 公売保証金の国庫帰属</p> <p>徴収法第 108 条第 2 項《最高価申込者とする決定等の取消し》の規定により、入札等をなかつたものとし、又は最高価申込者等の決定を取り消した場合において、その処分を受けた者の提供した公売保証金があるときは、その公売保証金は国庫に帰属させること（徴収法第 108 条第 3 項）。この場合において、納付保証委託契約証明書を</p>	<p>ロ 徴収法第 115 条第 4 項《売却決定の取消し》の規定により売却決定が取り消された場合において買受人が提供した公売保証金があるときは、これをその公売に係る国税に<u>充て、</u>なお残余があるときは、その残余金を当該公売財産の差押え時における権利者であった滞納者に交付すること（徴収法第 100 条第 3 項ただし書、徴基通第 100 条関係 12）。この場合において、納付保証委託契約証明書を提出する方法により公売保証金を提供しているときは、保証銀行等に当該公売保証金に相当する現金を納付させた上で、その公売に係る国税へ充当等の処理をすること（徴収法第 100 条第 4 項、徴基通第 100 条関係 9 参照）。</p> <p><u>なお、公売保証金をその公売に係る国税に充てたとき及びその残余金を滞納者に交付すべきときは、その旨を「充当通知書」（様式 480040）により滞納者に通知するものとする（徴基通第 100 条関係 13）。</u></p> <p>（注）1 上記の<u>滞納者</u>には、徴収法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により追及を受けた譲渡担保権者及び担保物処分の場合における当該担保物の差押え時の所有者が含まれることに留意する（徴基通第 54 条関係 12、第 100 条関係 12 参照）。</p> <p>2 （同左）</p> <p>(6) （同左）</p> <p>(7) 公売保証金の国庫帰属</p> <p>徴収法第 108 条第 2 項《最高価申込者とする決定等の取消し》の規定により、入札等をなかつたものとし、又は最高価申込者等の決定を取り消した場合において、その処分を受けた者の提供した公売保証金があるときは、その公売保証金は国庫に帰属させること（徴収法第 108 条第 3 項）。この場合において、納付保証委託契約証明書を</p>

改正後	改正前
<p>提出する方法により公売保証金を提供しているときは、保証銀行等に当該公売保証金の額に相当する現金を納付させた上で、当該現金を国庫に帰属させること（徴収法第100条第5項、徴基通第100条関係9参照）。したがって、(5)又は(6)による措置はとらないことに留意する（徴基通第108条関係20から24）。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>なお、公売保証金を国庫に帰属させる場合の手続は次によること。</p> <p>イ 公売保証金は、その都度保管金国庫帰属の決議をし、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第7の2《保管金政府所得の報告》の定めるところにより、「保管金政府所得調書」を国税局長に送付すること。</p> <p>なお、公売保証金の国庫帰属の決議をしたときは、その旨を公売保証金を提供した者に対して、「入札等をなかつたものとした旨の通知書」（様式 308020-054）又は「売却決定取消通知書」（様式 308020-081～083）に付記して通知すること。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(買受代金の納付の期限)</p> <p>54 (省略)</p> <p>(1) 公売財産が動産、有価証券又は電話加入権である場合には、公売期日等が売却決定の日となること（徴収法第111条）。</p> <p>(注) 92（<u>振替株式等の委託売却の手続</u>）により、<u>振替株式等</u>を委託売却する場合には、金融商品市場において委託<u>株式等</u>（委託売却に係る<u>振替株式等</u>をいう。以下同じ。）の売買が成立した日が売却決定の日となることに留意する（88の(4)、92の(5)、徴基通第111条関係1の(注)参照）。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>提出する方法により公売保証金を提供しているときは、保証銀行等に当該公売保証金に相当する現金を納付させた上で、当該現金を国庫に帰属させること（徴収法第100条第5項、徴基通第100条関係9参照）。したがって、(5)又は(6)による措置はとらないことに留意する（徴基通第108条関係20から24）。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>なお、公売保証金を国庫に帰属させる場合の手続は次によること。</p> <p>イ 公売保証金は、その都度保管金国庫帰属の決議をし、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第7の2《保管金政府所得の報告》の定めるところにより、「保管金政府所得調書」を国税局長に送付すること。</p> <p>なお、公売保証金の国庫帰属の決議をしたときは、その旨を公売保証金を提供した者に対して、「入札等をなかつたものとした旨の通知書」（様式 460170）又は「売却決定取消通知書」（様式 460280）に付記して通知すること。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(買受代金の納付の期限)</p> <p>54 (同左)</p> <p>(1) 公売財産が動産、有価証券又は電話加入権である場合には、公売期日等が売却決定の日となること（徴収法第111条）。</p> <p>(注) 92（<u>上場有価証券等の委託売却の手続</u>）により、<u>上場有価証券等</u>を委託売却する場合には、金融商品市場において委託<u>証券</u>（委託売却に係る<u>上場有価証券等</u>をいう。以下同じ。）の売買が成立した日が売却決定の日となることに留意する（88の(4)、92の(6)、徴基通第111条関係1の(注)）。</p> <p>(2) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(売却決定通知書の交付)</p> <p>57 買受人が買受代金の全額を納付した場合には、その者に対して「売却決定通知書」(様式 <u>308020-079・080</u>) を交付する(徴収法第 118 条本文)。</p> <p>ただし、動産を公売した場合において、その動産を公売の場所に搬出しているとき、第三者が占有している動産を差し押さえ、これを当該第三者に保管させている場合においてその第三者が買受人となったとき、その他直接買受人に公売財産の引渡しができるとき等「売却決定通知書」を交付する必要がないと認めるときは、その交付を要しない(徴収法第 118 条ただし書、徴基通第 118 条関係 2)。</p> <p>なお、有価証券を公売した場合には、その買受人に「売却決定通知書」の交付を要しないが(徴収法第 118 条本文)、譲渡制限がある株式を公売した場合には、これを取得した者は、その株式会社に対して譲渡承認の請求をすることができることから、この場合における公売により取得したことを証する書面として、その買受人に対して、「売却決定通知書」を交付するものとして取り扱う(会社法第 137 条、第 138 条第 2 号、会社法施行規則第 24 条第 1 項第 3 号参照)。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(売却決定通知書の交付)</p> <p>57 買受人が買受代金の全額を納付した場合には、その者に対して「売却決定通知書」(様式 <u>460260</u>) を交付する(徴収法第 118 条本文)。</p> <p>ただし、動産を公売した場合において、その動産を公売の場所に搬出しているとき、第三者が占有している動産を差し押さえ、これを当該第三者に保管させている場合においてその第三者が買受人となったとき、その他直接買受人に公売財産の引渡しができるとき等「売却決定通知書」を交付する必要がないと認めるときは、その交付を要しない(徴収法第 118 条ただし書、徴基通第 118 条関係 2)。</p> <p>なお、有価証券を公売した場合には、その買受人に「売却決定通知書」の交付を要しないが(徴収法第 118 条本文)、譲渡制限がある株式を公売した場合には、これを取得した者は、その株式会社に対して譲渡承認の請求をすることができることから、この場合における公売により取得したことを証する書面として、その買受人に対して、「売却決定通知書」を交付するものとして取り扱う(会社法第 137 条、第 138 条第 2 号、会社法施行規則第 24 条第 1 項第 3 号参照)。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(入札書の提出)</p> <p>61 入札の方法により公売する場合には、次により「入札書」(様式 <u>308020-041</u>) を提出させる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 公売財産を共有する目的で複数の入札者が一つの公売財産について共同で入札する場合(以下「共同入札」という。)は、その旨を「入札書」(様式 <u>308020-042</u>) に明記し、連署させた上、各人の持分を付記させるものとする。この場合において、共同入札をする入札者(以下「共同入札者」という。)が、その中から代表者(以下「共同入札代表者」という。)を指名して、実際に入札手続をさせるときは、「共同入札代</p>	<p>(入札書の提出)</p> <p>61 入札の方法により公売する場合には、次により「入札書」(様式 <u>460160</u>) を提出させる。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 公売財産を共有する目的で複数の入札者が一つの公売財産について共同で入札する場合(以下「共同入札」という。)は、その旨を「入札書」に明記し、連署させた上、各人の持分を付記させるものとする。この場合において、共同入札をする入札者(以下「共同入札者」という。)が、その中から代表者(以下「共同入札代表者」という。)を指名して、実際に入札手続をさせるときは、「共同入札代表者の届出書」等</p>

改正後	改正前
<p>表者の届出書」(様式 308020-043) 等の共同入札者が入札手続等を行う者として共同入札代表者を定めた旨の書面を入札に先立って提出させること。</p> <p>なお、共同入札者に対する公売保証金又は買受代金の「領収証書」のあて名については、共同入札者に支障がないときに限り、共同入札代表者として差し支えない。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する「委任状」(様式 308020-045) を提出させるとともに、「入札書」に、入札者の住所又は居所、氏名(法人にあっては名称)のほか、代理人の住所又は居所、氏名(法人にあっては名称)及び代理人である旨を記載させた上で、「入札書」を提出させること。したがって、法人の従業員等代表権限を有しない者が法人名で入札する場合には、入札に先立って、代表権限を有する者による委任状を提出させるとともに、上記(5)に準じて「入札書」を提出させること。</p> <p>(7)・(8) (省略)</p> <p>(最高価申込者の決定)</p> <p>63 (省略)</p> <p>(1) 最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分ごとに行い、直ちにその者の氏名及び入札等の価額を、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により告知すること(徴収法第 104 条第 1 項、第 106 条第 1 項、徴基通第 104 条関係 1、第 106 条関係 1)。</p> <p>なお、公売財産が不動産等であるときは、「不動産等の最高価申込者の決定等通知書」(様式 308020-062・063)により滞納者及び徴収法第 96 条第 1 項各号《公売の通知》に掲げる者(以下「利害関係人」という。)のうち知れている者に通知するとともに、「不動産等の最高価申込者の決定等の公告」(様式 308020-058・059)により公告することに留意する(67、徴収法第 106 条第 2 項参照)。</p>	<p>の共同入札者が入札手続等を行う者として共同入札代表者を定めた旨の書面を入札に先立って提出させること。</p> <p>なお、共同入札者に対する公売保証金又は買受代金の「領収証書」のあて名については、共同入札者に支障がないときに限り、共同入札代表者として差し支えない。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出させるとともに、「入札書」に、入札者の住所又は居所、氏名(法人にあっては名称)のほか、代理人の住所又は居所、氏名(法人にあっては名称)及び代理人である旨を記載させた上で、「入札書」を提出させること。したがって、法人の従業員等代表権限を有しない者が法人名で入札する場合には、入札に先立って、代表権限を有する者による委任状を提出させるとともに、上記(5)に準じて「入札書」を提出させること。</p> <p>(7)・(8) (同左)</p> <p>(最高価申込者の決定)</p> <p>63 (同左)</p> <p>(1) 最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分ごとに行い、直ちにその者の氏名及び入札等の価額を、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により告知すること(徴収法第 106 条第 1 項、徴基通第 104 条関係 1、第 106 条関係 1)。</p>

改正後	改正前
<p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(複数落札入札制及び最高価申込者の決定)</p> <p>64 (省略)</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 最高価申込者の決定に当たっては、最高価申込者の順位、入札数量等を記載した「複数落札入札調書」(様式 <u>308020-102</u>) を作成すること。</p> <p>(次順位買受申込者の決定)</p> <p>65 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 次順位買受申込者の決定</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 次順位買受申込者の決定の決議は、入札の終了の告知をした後に、最高価申込者の決定の決議に併せて、<u>最高価申込者の決定 (63 の(1)参照) に準じて、「不動産等の次順位買受申込者の決定等の公告」(様式 308020-067・068) により行うこと。</u></p> <p>ニ (省略)</p> <p>(入札の終了の通知及び公告)</p> <p>67 <u>入札の終了の通知及び公告は、次により行う。</u></p> <p>(1) 入札の終了を告知した場合において、公売財産が不動産等であるときは、税務署長は、遅滞なく、最高価申込者等の氏名又は名称、その価額(複数落札入札制による場合には、数量及び単価)並びに売却決定をする日時及び場所を「不動産等の最高価申込者の決定等通知書」及び「不動産等の次順位買受申込者の決定等通知書」(様式 <u>308020-069・070</u>) により次に掲げる者に通知するとともに、これらの事項を「不動</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(複数落札入札制及び最高価申込者の決定)</p> <p>64 (同左)</p> <p>(1)～(11) (同左)</p> <p>(12) 最高価申込者の決定に当たっては、最高価申込者の順位、入札数量等を記載した「複数落札入札調書」(様式 <u>460340</u>) を作成すること。</p> <p>(次順位買受申込者の決定)</p> <p>65 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 次順位買受申込者の決定</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 次順位買受申込者の決定の決議は、入札の終了の告知をした後に、最高価申込者の決定の決議に併せて行うこと。</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(入札の終了の通知及び公告)</p> <p>67 入札の終了を告知した場合において、公売財産が不動産等であるときは、税務署長は、遅滞なく、最高価申込者等の氏名又は名称、その価額(複数落札入札制による場合には、数量及び単価)並びに売却決定をする日時及び場所を「不動産等の最高価申込者の決定等通知書」(様式 <u>460190</u>) 及び「不動産等の次順位買受申込者の決定等通知書」(様式 <u>460210</u>) により次に掲げる者に通知するとともに、これらの事項を「不動産等の最高価</p>

改正後	改正前
<p>産等の最高価申込者の決定等の公告」及び「不動産等の次順位買受申込者の決定等の公告」により公告する。この場合の公告の期間は、売却決定期日までとする（徴収法第106条第2項、第3項、徴基通第106条関係3、5）。</p> <p>イ 滞納者</p> <p>ロ 利害関係人のうち知れている者</p> <p>(注) 1 (1)及び(2)については、47（公売の通知）の(1)において公売公告をした旨を通知する者と同様であること（47の(1)の(注)1から3参照）。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>(2) 複数の不動産等を一括換価した場合の(1)の通知書の作成及び公告に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p>イ <u>一括換価の方法により公売した旨を記載すること。</u></p> <p>ロ <u>「公売財産の表示」欄には、一括換価した全ての不動産等を記載すること。</u></p> <p><u>なお、滞納者を異にする複数の不動産等を一括換価した場合の同通知書には、「公売財産の所有者」欄に記載された滞納者の権利の対象となる不動産等を特定して明示すること。</u></p> <p>ハ <u>滞納者を異にする複数の不動産等を一括換価した場合には、最高価申込価額又は次順位買受申込価額及び各不動産等に対応する価額を記載すること。この場合の各不動産等に対応する価額は、最高価申込価額又は次順位買受申込価額を各不動産等の見積価額に応じてあん分して得た額とすること。</u></p> <p><u>(注) あん分計算に当たっての端数処理等については、一括換価する場合の見積価額の決定等（41-2の(1)の(注)2参照）に準じて行う。</u></p> <p>(最高価申込者等の決定の取消し)</p> <p>68 不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった国税の完納等</p>	<p>申込者の決定等の公告」(様式460180)及び「不動産等の次順位買受申込者の決定等の公告」(様式460200)により公告する。この場合の公告の期間は、売却決定期日までとする（徴収法第106条第2項、第3項、徴基通第106条関係3、5）。</p> <p>(1) 滞納者</p> <p>(2) <u>徴収法第96条第1項各号《公売の通知》に掲げる者（以下「利害関係人」という。）のうち知れている者</u></p> <p>(注) 1 (1)及び(2)については、47（公売の通知）の(1)において公売公告をした旨を通知する者と同様であること（47の(1)の(注)1から3参照）</p> <p>2 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(最高価申込者等の決定の取消し)</p> <p>68 不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった国税の完納等</p>

改正後	改正前
<p>による消滅の事実を確認したときは、徴収法第 117 条《国税の完納による売却決定の取消し》の規定に準じ、最高価申込者等の決定の取消しを行うこと（徴基通第 104 条関係 6、第 117 条関係 3 参照）。この場合においては、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者の決定を取り消した旨を「<u>不動産等の最高価申込者の決定取消通知書</u>」（様式 <u>308020-064～066</u>）により通知し、また、併せて次順位買受申込者の決定を取り消したときは、これに準じて「<u>不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書</u>」（様式 <u>308020-071～073</u>）により通知することに留意する。</p> <p>（売却決定）</p> <p>69 （省略）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）次順位買受申込者に対する売却決定</p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>ハ 次順位買受申込者に対し売却決定をした場合には、当該申込者に対し、その旨及び買受代金の納付の期限等を、「次順位買受申込者への売却決定通知書」（様式 <u>308020-084・085</u>）により、また、滞納者及び利害関係人に対しては「次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書」（様式 <u>308020-086・087</u>）により通知すること。</p> <p>（入札書の提出方法）</p> <p>72 期間入札の場合の入札書の提出は、入札者各自が公売公告番号、売却区分番号及び開札日時を記載した「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」（様式 <u>308020-046</u>）に「入札書」を入れて封をし、換価事務担当者に直接手交する方法、郵便若しくは信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項《定義》に規定する信書便をいう。以下同じ。）により送達する方法により行う（徴基通第 101 条関</p>	<p>による消滅の事実を確認したときは、徴収法第 117 条《国税の完納による売却決定の取消し》の規定に準じ、最高価申込者等の決定の取消しを行うこと（徴基通第 104 条関係 6、第 117 条関係 3 参照）。この場合においては、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者の決定を取り消した旨を「<u>最高価申込者決定取消通知書</u>」（様式 <u>460220</u>）により通知し、また、併せて次順位買受申込者の決定を取り消したときは、これに準じて通知することに留意する。</p> <p>（売却決定）</p> <p>69 （同左）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（2）次順位買受申込者に対する売却決定</p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>ハ 次順位買受申込者に対し売却決定をした場合には、当該申込者に対し、その旨及び買受代金の納付の期限等を、「次順位買受申込者への売却決定通知書」（様式 <u>460240</u>）により、また、滞納者及び利害関係人に対しては「次順位買受申込者に対して売却決定をした旨の通知書」（様式 <u>460250</u>）により通知すること。</p> <p>（入札書の提出方法）</p> <p>72 期間入札の場合の入札書の提出は、入札者各自が公売公告番号、売却区分番号及び開札日時を記載した「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」（様式 <u>460310</u>）に「入札書」を入れて封をし、換価事務担当者に直接手交する方法、郵便若しくは信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項《定義》に規定する信書便をいう。以下同じ。）により送達する方法により行う（徴基通第 101 条関係 2）。</p>

改正後	改正前
<p>係2)。</p> <p>なお、「入札書」を郵便若しくは信書便により提出する場合は、入札者各自が「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」、公売保証金振込通知書、公売保証金の充当申出書、資格証明、委任状、買受適格証明書等を「送付用封筒（期間入札の方法による公売用）」（様式 <u>308020-046</u>）に入れて封をして行うことに留意する。</p> <p>（入札書の受領）</p> <p>73 （省略）</p> <p>（注） 入札書提出用封筒受領証を入札者に郵送する際には、併せて振込みの方法により提供された公売保証金に係る歳入歳出外現金領収証書を同封しても差し支えない。</p> <p>また、上記手続を了したときは、その事績を適宜の方法で「換価事務進行状況表」に記載しておくとともに、提出された関係書類について、「<u>期間入札に係る関係書類受領整理簿</u>」（様式 <u>308020-053</u>）に適宜の方法で整理しておく。</p> <p>（競落整理票の作成等）</p> <p>83 換価事務担当者は、売却決定の都度「競落整理票」（様式 <u>308020-101</u>）により公売財産の引渡しをすること。この場合の買受代金の納付については、第6節《買受代金の領収》に定めるところによる。</p> <p>（再公売に付する場合）</p> <p>86 次に該当する場合には、特別の事情がない限り、随意契約による売却又は国による買入れをすることなく、再公売に付する（徴収法第107条第1項、徴基通第107条関係1）。</p> <p>なお、<u>差押財産を3回公売に付しても入札等がなく、更に換価に付しても売却の見込みがないと認められるときは、その差押えを解除することができることに留意する</u>（徴</p>	<p>なお、「入札書」を郵便若しくは信書便により提出する場合は、入札者各自が「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」、公売保証金振込通知書、公売保証金の充当申出書、資格証明、委任状、買受適格証明書等を「送付用封筒（期間入札の方法による公売用）」（様式 <u>460320</u>）に入れて封をして行うことに留意する。</p> <p>（入札書の受領）</p> <p>73 （同左）</p> <p>（注） 入札書提出用封筒受領証を入札者に郵送する際には、併せて振込みの方法により提供された公売保証金に係る歳入歳出外現金領収証書を同封しても差し支えない。</p> <p>また、上記手続を了したときは、その事績を適宜の方法で「換価事務進行状況表」に記載しておくとともに、提出された関係書類について、「<u>期間入札にかかる関係書類受領整理簿</u>」（様式 <u>460330</u>）に適宜の方法で整理しておく。</p> <p>（競落整理票の作成等）</p> <p>83 換価事務担当者は、売却決定の都度「競落整理票」（様式 <u>460350</u>）により公売財産の引渡しをすること。この場合の買受代金の納付については、第6節《買受代金の領収》に定めるところによる。</p> <p>（再公売に付する場合）</p> <p>86 次に該当する場合には、特別の事情がない限り、随意契約による売却又は国による買入れをすることなく、再公売に付する（徴収法第107条第1項、徴基通第107条関係1）。</p>

改正後	改正前
<p><u>収法第 79 条第 2 項第 3 号、徴基通第 79 条関係 8-3、8-5 参照)。</u></p> <p><u>(注) 3 回公売に付し、入札等がなかった場合であっても、差押財産の種類、性質、見積価額の多寡等を考慮して直ちに差押えを解除することが適当でない認められるときは、更に換価に付すことを検討するものとする。</u></p> <p><u>なお、差押財産が農地等の場合には、農林水産大臣に対する買取りの申出 (141 の(6)参照) の可否についても併せて検討する。</u></p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(再公売の手続)</p> <p>87 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ 見積価額の変更</p> <p>見積価額の変更は、直前の見積価額の決定時点から公売財産の価格を形成する要因に変化があると認められる場合、新たな要因がじ後に判明した場合等、その直前の見積価額により公売することが適当でない認められる場合に行うものとする (徴収法第 107 条第 2 項、徴基通第 107 条関係 1-2 本文)。</p> <p>見積価額の変更に当たっては、不動産の場合には近隣地域の地価の動向等を踏まえた時点修正を検討するとともに、見積価額の算定基礎に当該財産の市場性、公売の特殊性等が適切に反映されているかどうか検討した上で行うこと。</p> <p>なお、公売に付しても入札者等がない事実は、その公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、<u>再公売を行う場合には、公売に付しても入札者等がなかったことによる市場性減価を直前の基準価額から適切に減価して見積価額を変更するものとする。この場合の市場性減価は、直前の基準価額のおおむね 30%程度 の範囲内とする (徴基通第 107 条関係 1-2 なお書)。</u></p> <p>ロ (省略)</p>	<p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(再公売の手続)</p> <p>87 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ 見積価額の変更</p> <p>見積価額の変更は、直前の見積価額の決定時点から公売財産の価格を形成する要因に変化があると認められる場合、新たな要因がじ後に判明した場合等、その直前の見積価額により公売することが適当でない認められる場合に行うものとする (徴収法第 107 条第 2 項、徴基通第 107 条関係 1-2 本文)。</p> <p>見積価額の変更に当たっては、不動産の場合には近隣地域の地価の動向等を踏まえた時点修正を検討するとともに、見積価額の算定基礎に当該財産の市場性、公売の特殊性等が適切に反映されているかどうか検討した上で行うこと。</p> <p>なお、公売に付しても入札者等がない事実は、その公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、<u>必要があると認めるときは、市場性減価を見直して見積価額の変更を行うものとする (徴基通第 107 条関係 1-2 なお書)。</u></p> <p>ロ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(随意契約による売却ができる場合)</p> <p>88 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 株式、社債、生糸、天然ゴム、金等、<u>金融商品取引所又は商品取引所における相場のある財産をその日の相場で売却するとき。</u></p> <p>なお、<u>上場された株式等の取引を電子的に行う制度（以下「株式等振替制度」という。）</u>の下における振替株式等については、原則として、<u>振替機関又は口座管理機関（以下「振替機関等」という。）</u>を通じて随意契約により売却（以下「委託売却」という。）<u>することに留意する（92 参照）。</u></p> <p>(注) 1 <u>商品先物取引法施行規則第 48 条《相場、取引高等の報告》</u>に規定する相場表に公表されている商品については、原則として、随意契約による売却の方法によらず、<u>公売により売却する。</u></p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 <u>振替株式等とは、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 2 条第 12 号から第 21 号に規定する株式、新株予約権等のうち、振替業を営む振替機関がその業務規定の定めにより取り扱うこととしているものをいう。</u></p> <p>5 <u>振替機関とは、株式等振替制度において、振替業を営む者として内閣総理大臣及び法務大臣の指定を受けた株式会社をいい（振替法第 2 条第 2 項）、口座管理機関とは、株式等振替制度に基づいて振替株式等の振替を行うための口座を開設する証券会社等をいう（同条第 4 項）。</u></p> <p>(5)～(7) (省略)</p>	<p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(随意契約による売却ができる場合)</p> <p>88 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 株式、社債、生糸、天然ゴム、金等金融商品取引所又は商品取引所における相場のある財産をその日の相場で売却するとき。</p> <p>なお、<u>上場された有価証券等（以下「上場有価証券等」という。）</u>については、<u>金融商品取引業者である証券会社等</u>を通じて随意契約により売却（以下「委託売却」という。）<u>できることに留意する（92 参照）。</u></p> <p>(注) 1 <u>商品取引所法施行規則第 48 条《相場及び取引高報告書の提出等》</u>に規定する相場表に公表されている商品については、原則として、随意契約による売却の方法によらず、<u>公売の方法により換価する。</u></p> <p>2・3 (同左)</p> <p>4 <u>上場有価証券等とは、金融商品取引所の開設する金融商品市場において、売買の対象とされている有価証券、株式等をいう。</u></p> <p>5 <u>金融商品取引業者とは、金融商品取引業（金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する有価証券の売買等の行為を業として行うことをいう。）</u>を行うことにつき、<u>内閣総理大臣の登録を受けた者をいう（金融商品取引法第 2 条第 9 項）。</u></p> <p>(5)～(7) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(随意契約による売却手続)</p> <p>90 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 売却の通知</p> <p>随意契約により売却する場合には、随意契約により売却をする日の7日前までに、滞納者及び利害関係人のうち知っている者に対し、47(公売の通知)に準じて「<u>随意契約による売却通知書</u>」を発すること。<u>この場合の通知書は、「広告によって行う随意契約による売却通知書」を適宜補正して使用すること(徴収法第109条第4項、徴基通第109条関係6)。</u></p> <p>ただし、その随意契約による売却が、直前の公売期日又は直前の随意契約による売却の期日から10日以内に行われるときは、その通知を要しない(徴基通第109条関係7)。</p> <p>(注)1 上記の「<u>随意契約による売却通知書</u>」は、売却をする日の前日を第1日として7日目に当たる日の前日以前に発しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、上記の「7日目に当たる日の前日」が休日等に当たるときは、これらの日の前日にする。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 見積価額の公告</p> <p>随意契約により売却する場合には、見積価額は、公告する必要がないこと(徴基通第109条関係11)。</p> <p>ただし、差押財産が動産であり、上記(6)のイからハに掲げる事由に該当するときは、その売却価額(見積価額以上の額で、売却しようとする価額)をあらかじめ公告し、その価額で売却することとして差し支えない(徴収法第109条第3項、徴基通第109条関係13)。<u>この場合の見積価額の公告は、43(見積価額公告の方法、場所等)</u></p>	<p>(随意契約による売却手続)</p> <p>90 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 売却の通知</p> <p>随意契約により売却する場合には、随意契約により売却をする日の7日前までに、滞納者及び利害関係人のうち知っている者に対し、47(公売の通知)に<u>準ずる「通知書」</u>を発すること。<u>この場合における「通知書」の様式については、「公売通知書」を適宜補正して使用すること(徴収法第109条第4項、徴基通第109条関係6)。</u></p> <p>ただし、その随意契約による売却が、直前の公売期日又は直前の随意契約による売却の期日から10日以内に行われるときは、その通知を要しない(徴基通第109条関係7)。</p> <p>(注)1 上記の<u>売却の「通知書」</u>は、売却をする日の前日を第1日として7日目に当たる日の前日以前に発しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、上記の「7日目に当たる日の前日」が休日等に当たるときは、これらの日の前日にする。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(7) 見積価額の公告</p> <p>随意契約により売却する場合には、見積価額は、公告する必要がないこと(徴基通第109条関係11)。</p> <p>ただし、差押財産が動産であり、上記(6)のイからハに掲げる事由に該当するときは、その売却価額(見積価額以上の額で、売却しようとする価額)をあらかじめ公告し、その価額で売却することとして差し支えない(徴収法第109条第3項、徴基通第109条関係13)。</p>

改正後	改正前
<p><u>に定めるところに準ずること。</u></p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) 買受人となるべき者の決定の通知等 随意契約による売却について、買受人となるべき者を定めた場合において、当該財産が不動産等であるときは、67（入札の終了の通知及び公告）に定めるところに準じて「<u>随意契約による買受申込者の決定通知書</u>」を発するとともに、「<u>随意契約による買受申込者の決定等の公告</u>」により公告をすること（徴収法第109条第4項、徴基通第109条関係14）。</p> <p><u>(注) 上記の場合の「随意契約による買受申込者の決定通知書」は「広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書」を、「随意契約による買受申込者の決定等の公告」は「広告によって行う随意契約による買受申込者の決定等の公告」を適宜補正して使用すること。</u></p> <p>(10)～(13) (省略)</p> <p>(広告によって行う随意契約による売却手続)</p> <p>91 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 見積価額の決定 広告随契により売却をする財産の見積価額の決定(徴収法第109条第2項前段)は、直前の公売における見積価額により行うこと。 なお、見積価額の決定は、「見積価額評定調書」により行うこと。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 売却実施期間 広告随契による売却を実施する期間（以下「売却実施期間」という。）は、おおむ</p>	<p>(8) (同左)</p> <p>(9) 買受人となるべき者の決定の通知等 随意契約による売却について、買受人となるべき者を定めた場合において、当該財産が不動産等であるときは、67（入札の終了の通知及び公告）に定めるところに準じて<u>買受人となるべき者の決定の通知及び公告</u>をすること（徴収法第109条第4項、徴基通第109条関係14）。</p> <p>(10)～(13) (同左)</p> <p>(広告によって行う随意契約による売却手続)</p> <p>91 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 見積価額の決定 広告随契により売却をする財産の見積価額の決定(徴収法第109条第2項前段)は、直前の公売における見積価額により行うこと。 なお、見積価額の決定は、「見積価額評定調書」(<u>評価事務提要第1号様式</u>)により行うこと。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 売却実施期間 広告随契による売却を実施する期間（以下「売却実施期間」という。）は、おおむ</p>

改正後	改正前
<p>ね2か月程度とすること。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 売却の通知</p> <p>(5)の決議をしたときは、売却実施期間の始期の7日前までに、<u>滞納者及び利害関係人のうち知っている者に対し、90の(3)(売却の通知)に準じて「広告によって行う随意契約による売却通知書」(様式308020-088・089)を発すること(徴収法第109条第4項参照)。</u></p> <p>なお、この通知をする時点においては、売却決定をする日は未定であることから、この通知書に、「売却決定の日は未定のため、決まり次第あらためて通知する」旨を注記することとし、<u>買受申込みがあったときは</u>、この通知をした者に対して売却決定の日及び換価代金等の交付期日を通知すること。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 広告随契による売却をする旨の広告</p> <p><u>「広告によって行う随意契約による売却をする旨の広告」(様式308020-090)は、(6)の通知書を発した後売却実施期間の始期までに、34(公告すべき事項)に準じて次の事項を税務署等の掲示場に掲示する。</u></p> <p>また、広告随契による売却を中止した場合には当該掲示された物件の記載事項を朱抹するとともに「売却中止」と朱書きし、売却実施期間が満了するまで又は物件が<u>全て売却若しくは売却中止されるまでの間</u>掲示すること。</p> <p>イ～ヌ (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) 買受申込み</p>	<p>ね3か月程度とすること。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 売却の通知</p> <p>(5)の決議をしたときは、<u>滞納者及び利害関係人のうち知っている者に対して広告随契による売却をする旨の「通知書」を、売却実施期間の始期の7日前までに発すること(徴収法第109条第4項参照)。</u></p> <p>なお、この通知をする時点においては、売却決定をする日は未定であることから、この通知書に、「売却決定の日は未定のため、決まり次第あらためて通知する」旨を注記することとし、<u>買受申込みがあった時</u>、この通知をした者に対して売却決定の日及び換価代金等の交付期日を通知すること。</p> <p><u>なお、この場合における「通知書」は、随意契約による売却の「通知書」を適宜補正して使用すること。</u></p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) 広告随契による売却をする旨の広告</p> <p><u>広告随契による売却をする旨の広告は、(6)の通知書を発した後売却実施期間の始期までに、34(公告すべき事項)に準じて次の事項を税務署等の掲示場に掲示するものとし、この場合における広告は、「公売公告兼見積価額公告」を適宜補正して使用すること。</u></p> <p>また、広告随契による売却を中止した場合には当該掲示された物件の記載事項を朱抹するとともに「売却中止」と朱書きし、売却実施期間が満了するまで又は物件が<u>すべて売却若しくは売却中止されるまでの間</u>掲示すること。</p> <p>イ～ヌ (同左)</p> <p>(9) (同左)</p> <p>(10) 買受申込み</p>

改正後	改正前
<p>広告随契の買受申込みは、「買受申込書」(様式 <u>308020-047・048</u>) により行わせること。</p> <p>なお、売却すべき財産の性質等により買受人に資格制限があるときは、その資格を有することを証する書面等を提出させる(徴収法第95条第1項第7号参照)こと。</p> <p>(11) 買受人となるべき者の決定の通知等</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 買受人となるべき者を定めた場合において、当該財産が不動産等であるときは、90の(9)(買受人となるべき者の決定の通知等)に定めるところに準じて滞納者及び利害関係人のうち知れている者に対して、「<u>広告によって行う随意契約による買受申込者の決定通知書</u>」(様式 308020-076・077)を発するとともに、「<u>広告によって行う随意契約による買受申込者の決定等の公告</u>」(様式 308020-074・075)により公告をすること(徴収法第109条第4項参照)。</p> <p>また、買受人となるべき者を定めた場合には、(8)の広告の当該記載事項を朱抹するとともに「買受申込者決定済」と朱書きし、売却実施期間が満了するまで又は物件が<u>全て</u>売却若しくは売却中止されるまでの間掲示すること。</p> <p>(12)～(14) (省略)</p> <p>(振替株式等の委託売却の手続)</p> <p>92 随意契約により売却する財産が<u>振替株式等</u>である場合には、次により行う。</p> <p>(1) <u>振替株式等の換価方法</u></p> <p><u>振替株式等の換価については、委託売却(88の(4)参照)を原則とするが、公売により売却しても差し支えない(148参照)。</u></p> <p>なお、滞納者の振替株式等が、振替株式等の発行者が滞納者のために特定の振替機関等に開設した口座(以下「特別口座」という。)に記載又は記録されている場合は、<u>振替機関等との事前協議((2)参照)により当該振替株式等を売却することができる</u></p>	<p>広告随契の買受申込みは、「買受申込書」(様式 <u>460360</u>) により行わせること。</p> <p>なお、売却すべき財産の性質等により買受人に資格制限があるときは、その資格を有することを証する書面等を提出させる(徴収法第95条第1項第7号参照)こと。</p> <p>(11) 買受人となるべき者の決定の通知等</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 買受人となるべき者を定めた場合において、当該財産が不動産等であるときは、90の(9)(買受人となるべき者の決定の通知等)に定めるところに準じて滞納者及び利害関係人のうち知れている者に対して、<u>買受人となるべき者の決定の通知をす</u> <u>るとともに公告をすること(徴収法第109条第4項参照)。</u></p> <p>また、買受人となるべき者を定めた場合には、(8)の広告の当該記載事項を朱抹するとともに「買受申込者決定済」と朱書きし、売却実施期間が満了するまで又は物件が<u>すべて</u>売却若しくは売却中止されるまでの間掲示すること。</p> <p>(12)～(14) (同左)</p> <p>(上場有価証券等の委託売却の手続)</p> <p>92 随意契約により売却する財産が<u>上場有価証券等</u>である場合には、次により行う。</p> <p>(1) <u>上場有価証券等の換価方法</u></p> <p><u>上場有価証券等については、原則として委託売却により換価する(88の(4)参照)。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>と認められる場合を除き、公売によるものとする。</u></p> <p>(2) <u>振替機関等との事前協議</u></p> <p>委託売却を行う場合には、委託売却の実施を決議する前に、<u>差押通知書を送付した振替機関等と、次のイからホに掲げる事項について協議する。</u></p> <p><u>なお、振替株式等が特別口座に記載又は記録されている場合の委託売却は、歳入歳出外現金出納官吏名義の口座を開設し、その口座に振り替える必要があることから、当該口座を開設した振替機関等と協議することに留意する。</u></p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 委託売却実施期間</p> <p>(注) 委託売却実施期間 (<u>振替機関等が委託株式等を金融商品取引所の開設する金融商品市場において売却に付す期間をいう。以下同じ。</u>) は、原則として月曜日から金曜日までの5取引日とする。</p> <p>ハ 売却価額</p> <p>(注) 売却価額については、<u>成行注文</u> (売却価額を指定せず、その時の相場で売却する注文をいう。) による。ただし、必要があると認めるときは、<u>指値注文</u> (売却価額を指定する注文をいう。) によって差し支えない。この場合の売却価額は、<u>振替機関等</u>の意見を踏まえた上で決定して差し支えない。</p> <p>ニ 売却代金として支払を受ける金額、方法及び期限</p> <p>(注) 1 <u>振替機関等から支払を受ける売却代金の額は、金融商品市場における委託株式等の売却価額から、委託手数料 (消費税を含む。) を差し引いた額とする。</u></p> <p>2 売却代金は、歳入歳出外現金出納官吏の預金口座への振込により支払を受ける。</p>	<p>(2) <u>委託先金融商品取引業者の選定及び事前協議</u></p> <p>委託売却を行う場合には、委託売却の実施を決議する前に、<u>売却を委託する金融商品取引業者である証券会社等 (以下「委託先金融商品取引業者」という。) を選定し、委託先金融商品取引業者と、次のイ～ホに掲げる事項について協議する。</u></p> <p><u>なお、委託先金融商品取引業者の選定に当たっては、金融商品取引所の会員である金融商品取引業者のうち、資力及び信用等の確実な金融商品取引業者を選定する。</u></p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 委託売却実施期間</p> <p>(注) 委託売却実施期間 (<u>委託先金融商品取引業者が委託証券を金融商品取引所の開設する金融商品市場において売却に付す期間をいう。以下同じ。</u>) は、原則として月曜日から金曜日までの5取引日とする。</p> <p>ハ 売却価額</p> <p>(注) 売却価額については、<u>成行き注文</u> (売却価額を指定せず、その時の相場で売却する注文をいう。) による。ただし、必要があると認めるときは、<u>指し値注文</u> (売却価額を指定する注文をいう。) によって差し支えない。この場合の売却価額は、<u>委託先金融商品取引業者</u>の意見を踏まえた上で決定して差し支えない。</p> <p>ニ 売却代金として支払を受ける金額、方法及び期限</p> <p>(注) 1 <u>委託先金融商品取引業者から支払を受ける売却代金の額は、金融商品市場における委託証券の売却価額から、委託手数料 (消費税を含む。) を差し引いた額とする。</u></p> <p>2 売却代金は、歳入歳出外現金出納官吏の預金口座への振込により支払を受ける。</p>

改正後	改正前
<p>3 売却代金は、金融商品市場において<u>委託株式等</u>の売買が成立した日から起算して4取引日以内に支払を受ける（徴収法第115条第2項参照）。</p> <p>ホ （省略）</p> <p>(3) 委託売却の決議及び売却の委託</p> <p><u>振替機関等</u>との協議が調ったときは、協議結果に基づいて、「委託売却実施決議書兼換価事績整理簿」（様式 <u>308020-091</u>）により委託売却の実施を決議するとともに、「差押有価証券の売却委託について」（様式 <u>308020-094</u>）により、<u>振替機関等</u>に対して売却を委託する。</p> <p>(4) 滞納者等に対する委託売却の通知</p> <p>委託売却の実施を決議したときは、委託売却実施期間の初日の7日前までに、滞納者及び利害関係人のうち知っている者に対し、<u>随意契約による売却手続</u>（90の(3)参照）に準じて「委託売却による売却通知書」（様式 <u>308020-092・093</u>）により委託売却を行う旨を通知する（徴収法第109条第4項）。この場合、利害関係人に対して、売却決定の日の前日までに「債権現在額申立書」を提出するよう併せて催告する（徴収法第109条第4項）。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 売却決定</p> <p>金融商品市場において<u>委託株式等</u>の売買が成立し、<u>振替機関等</u>から売却代金の支払を受けた場合には、「<u>委託売却実施決議書兼換価事績整理簿</u>」の売却実施（売却決定）欄に記載する（徴収法第111条）とともに、<u>委託株式等の発行者及び振替機関等</u>に対して「<u>売却決定通知書</u>」を交付する（徴収法第122条第1項）。</p>	<p>3 売却代金は、金融商品市場において<u>委託証券</u>の売買が成立した日から起算して4取引日以内に支払を受ける（徴収法第115条第2項参照）。</p> <p>ホ （同左）</p> <p>(3) 委託売却の決議及び売却の委託</p> <p><u>委託先金融商品取引業者</u>との協議が調ったときは、協議結果に基づいて、「委託売却実施決議書兼換価事績整理簿」（様式 <u>460370</u>）により委託売却の実施を決議するとともに、「差押有価証券の売却委託について」（様式 <u>460380</u>）の例により、<u>委託先金融商品取引業者</u>に対して売却を委託する。<u>この場合、委託売却を実施するための保護預り口座の設定は、原則として歳入歳出外現金出納官吏の名義及び公印により行う。</u></p> <p>(4) 滞納者等に対する委託売却の通知</p> <p>委託売却の実施を決議したときは、委託売却実施期間の初日の7日前までに、滞納者及び利害関係人のうち知っている者に対して、「委託売却による売却通知書」（様式 <u>460390</u>）により委託売却を行う旨を通知する（徴収法第109条第4項）。この場合、利害関係人に対して、売却決定の日の前日までに「債権現在額申立書」（様式 <u>460130</u>、様式 <u>460140</u>）を提出するよう併せて催告する（徴収法第109条第4項）。</p> <p>(5) <u>委託先金融商品取引業者に対する委託証券の預託</u></p> <p><u>委託先金融商品取引業者が必要とする場合には、委託先金融商品取引業者から売却代金の支払を受ける前に、委託先金融商品取引業者に委託証券を預託する。この場合、委託先金融商品取引業者から預り証を受領する。</u></p> <p>(6) 売却決定</p> <p>売却決定は、<u>金融商品市場において委託証券の売買が成立した日に、「委託売却実施決議書兼換価事績整理簿」（様式 460370）の売却実施（売却決定）欄に記載することにより行う</u>（徴収法第111条）。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 売却代金の受領 振替機関等から売却代金の支払を受けたときは、<u>振替機関等</u>に歳入歳出外現金領収証書を交付する。</p> <p>(注) <u>買受人の口座の保有欄に買い受けた委託株式等の増加の記録を受けた時に、買受人は委託株式等の権利を取得することに留意する</u>（<u>振替法第 140 条、徴基通第 116 条関係 2 参照</u>）。</p> <p>(7) 国税の完納による売却決定の取消し <u>振替株式等</u>の委託売却においては、委託売却実施期間の初日以後になってから国税の完納の事実が証明されて売却決定を取り消すと委託売却の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため、委託売却を行う際には、滞納者に対し、国税を完納することができるのであれば委託売却実施期間の初日より前に納付するようあらかじめ十分に説明し、納付の意思を確認する。</p> <p>上記の確認を行ったにもかかわらず、委託売却実施期間の初日以後において<u>委託株式等の売買が成立したことにより売却決定を行った後、税務署長が売却代金を受領するまでの間に国税の完納の事実が証明されたときは、その売却決定を取り消すこととなることに留意する</u>（徴収法第 117 条）。</p> <p>なお、<u>振替機関等</u>との契約上、売却手続を停止することができない場合は、税務署長はそのまま売却代金を受領することとなり、その後売却決定を取り消しても善意の買受人に対抗できないから（徴収法第 112 条第 1 項）、<u>委託株式等</u>は買受人が取得することとなる。このため、損害が生じた納税者等に対して損失額を賠償する責めを負う場合があることに留意する（徴収法第 112 条第 2 項）。</p> <p>(8) 委託売却実施期間内に売却できなかった場合 委託売却実施期間内に<u>委託株式等</u>の売買が成立しなかった場合には、引き続き当該振替機関等を通じて委託売却を行う場合を除き、<u>振替機関等</u>に委託売却を中止する旨</p>	<p>(7) 売却代金の受領 <u>委託先金融商品取引業者</u>から売却代金の支払を受けたときは、<u>委託先金融商品取引業者</u>に歳入歳出外現金領収証書を交付する。</p> <p>(注) <u>金融商品市場において委託証券に係る売買代金の受払及び委託証券の受渡しが行われた時（金融商品市場において委託証券の売買が成立した日から起算して 4 取引日目）に、買受人は委託証券を取得することに留意する</u>（<u>徴収法第 116 条第 1 項</u>）。</p> <p>(8) 国税の完納による売却決定の取消し <u>上場有価証券等</u>の委託売却においては、委託売却実施期間の初日以後になってから国税の完納の事実が証明されて売却決定を取り消すと委託売却の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため、委託売却を行う際には、滞納者に対し、国税を完納することができるのであれば委託売却実施期間の初日より前に納付するようあらかじめ十分に説明し、納付の意思を確認すること。</p> <p>なお、<u>上記のような確認を行ったにもかかわらず、委託売却実施期間の初日以後において委託証券の売買が成立したことにより売却決定を行った後、税務署長が売却代金を受領するまでの間に国税の完納の事実が証明されたときは、その売却決定を取り消すこととなるが</u>（徴収法第 117 条）、<u>委託先金融商品取引業者との契約上、売却手続を停止することができない場合は、税務署長はそのまま売却代金を受領することとなり、その後売却決定を取り消しても善意の買受人に対抗できないから</u>（徴収法第 112 条第 1 項）、<u>委託証券</u>は買受人が取得する。このため、損害が生じた納税者等に対して損失額を賠償する責めを負う場合があることに留意する（徴収法第 112 条第 2 項）。</p> <p>(9) 委託売却実施期間内に売却できなかった場合 委託売却実施期間内に<u>委託証券</u>の売買が成立しなかった場合には、引き続き当該金融商品取引業者を通じて委託売却を行う場合を除き、<u>委託先金融商品取引業者に預託</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を連絡する。この場合には、「委託売却実施決議書兼換価事績整理簿」の売却中止欄にその旨を記載する。</u></p> <p>(9) <u>委託売却に係るその他の手続</u> (省略)</p> <p>(参加制限に伴う処理)</p> <p>96 (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 最高価申込者等の決定の取消し等 (省略)</p> <p>イ 入札等をなかったものとする場合には、その旨の決裁を了した上、入札者等に対し、その入札等をなかったこととする旨を「入札等をなかったものとした旨の通知書」により通知すること。</p> <p>ロ 最高価申込者等の決定を取り消す場合には、その旨の決裁を了した上、最高価申込者等、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者等の決定を取り消した旨を「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」により通知すること。次順位買受申込者の決定を取り消したときは、「不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書」により通知すること。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(6) 公売保証金の国庫帰属</p> <p>(5)により入札等をなかったものとし又は最高価申込者等の決定を取り消した場合において、これらの者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金（徴収法第 100 条第 4 項に規定する方法により保証銀行等に納付させた入札者等に係る公売保証金の額に相当する現金を含む。）は国庫に帰属させること（徴収法第 108 条第 3 項、徴基通第 108 条関係 20 から 24 まで）。この場合における公売保証金の処理につ</p>	<p><u>した委託証券の返還を受ける。</u></p> <p>(10) その他の手続 (同左)</p> <p>(参加制限に伴う処理)</p> <p>96 (同左)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 最高価申込者等の決定の取消し等 (同左)</p> <p>イ 入札等をなかったものとする場合には、その旨の決裁を了した上、入札者等に対し、その入札等をなかったこととする旨を「入札等をなかったものとした旨の通知書」(様式 460170)により通知すること。</p> <p>ロ 最高価申込者等の決定を取り消す場合には、その旨の決裁を了した上、最高価申込者等、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者等の決定を取り消した旨を「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」(様式 460220)により通知すること。次順位買受申込者の決定を取り消したときは、「不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書」(様式 460230)により通知すること。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(6) 公売保証金の国庫帰属</p> <p>(5)により入札等をなかったものとし又は最高価申込者等の決定を取り消した場合において、これらの者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金（徴収法第 100 条第 4 項に規定する方法により保証銀行等に納付させた入札者等に係る公売保証金に相当する現金を含む。）は国庫に帰属させること（徴収法第 108 条第 3 項、徴基通第 108 条関係 20 から 24 まで）。この場合における公売保証金の処理について</p>

改正後	改正前
<p>いては、53（公売保証金の領収等に関する処理）の(7)によること。</p> <p>また、(5)のイ及びロに定める通知に当たっては、公売保証金は国庫に帰属した旨を併せて通知するものとする（徴基通第108条関係22なお書）。</p> <p>(7) （省略）</p> <p>（動産の権利移転手続）</p> <p>99 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>イ 買受人に直接引渡しをする方法</p> <p>換価した動産については、原則として、買受人に対し直接の引渡しをする。この場合には、買受人から所要事項を記載した「公売財産引渡確認書」（様式 <u>308020-097</u>）を徴するものとする。ただし、期日競り売りの方法により換価した場合には、「公売財産引渡確認書」を徴する方法に代えて「競落整理票」（甲片）の「買受人」欄に署名押印をさせる方法によることとして差し支えない。</p> <p>ロ 買受人の指定する運送業者に運送させることにより買受人に引渡しをする方法</p> <p>期間入札又は期間競り売りの方法により換価した場合において、買受人が運送業者への運送依頼を希望するときには、この方法によることができる。この方法による場合には、買受代金の納付の期限までに、買受人から「<u>公売財産送付依頼書</u>」（様式 <u>308020-098</u>）とともに、住所（所在地）及び氏名（名称）を記載した<u>運送伝票を提出させるものとする。</u></p> <p>なお、次に掲げる場合には、原則として運送業者への引渡しをしないこと。</p> <p><u>(イ) 買受代金の納付の期限までに必要書類の提出がない場合又は提出書類に不備</u></p>	<p>は、53（公売保証金の領収等に関する処理）の(7)によること。</p> <p>また、(5)のイ及びロに定める通知に当たっては、公売保証金は国庫に帰属した旨を併せて通知するものとする（徴基通第108条関係22なお書）。</p> <p>(7) （同左）</p> <p>（動産の権利移転手続）</p> <p>99 （同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>イ 買受人に直接引渡しをする方法</p> <p>換価した動産については、原則として、買受人に対し直接の引渡しをする。この場合には、買受人から所要事項を記載した「公売財産引渡確認書」（様式 <u>460400</u>）を徴するものとする。ただし、期日競り売りの方法により換価した場合には、「公売財産引渡確認書」を徴する方法に代えて「競落整理票（甲片）」（様式 <u>460350</u>）の「買受人」欄に署名押印をさせる方法によることとして差し支えない。</p> <p>ロ 買受人の指定する運送業者に運送させることにより買受人に引渡しをする方法</p> <p>期間入札又は期間競り売りの方法により換価した場合において、買受人が運送業者への運送依頼を希望するときには、この方法によることができる。この方法による場合には、買受代金の納付の期限までに、買受人から「<u>指図運送人引渡依頼書</u>」（様式 <u>460410</u>）及び<u>運送依頼をする旨の確認ができるもの（運送伝票等）を徴するものとする。</u></p> <p><u>なお、買受人は、引渡しの日時、場所、運送代金の支払方法及び梱包手配等の必要な事項を、買受人の責任において運送業者に依頼する必要があることから、税務署長には運送代金の支払義務はなく、立替払いはできないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 次に掲げる場合には、原則として運送業者への引渡しをしないこと。</u></p> <p><u>1 買受代金の納付の期限までに必要書類の提出がない場合又は提出書類</u></p>

改正後	改正前
<p>がある場合</p> <p>(ロ) 買受人が運送業者に運送を依頼した場所が買受人の本人確認書類と相違する場合（買受人から直接その確認ができていない場合を除く。）</p> <p>(ハ) 買受人が運送業者に運送を依頼した受取人が買受人と相違する場合（買受人が海外居住者である場合における日本国内に居住する代理人を除く。）</p> <p><u>(注) 「公売財産送付依頼書」は、買受人の責任において運送業者を指定し、税務署長を通じて手配した運送業者へ公売財産の運送を依頼するものであり、運送中に生じた事故等による損害について税務署長は責任を負わない。</u></p> <p>(2) 動産を搬出していない場合</p> <p>(省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ イによる引渡しをしたときは、「売却財産の引渡通知書」(様式 <u>308020-055</u>) により、その旨を滞納者又は第三者に通知すること(徴収法第 119 条第 2 項後段、徴収令第 45 条第 2 項)。この場合において、当該動産を保管する者がその現実の引渡しを拒否したときは、国は、その現実の引渡しを行う義務を負わないが、あらかじめその旨を注意書等により買受人に対し明らかにしておくこと。</p> <p>(有価証券の権利移転手続)</p> <p>100 有価証券の権利移転手続については、次による。</p> <p>なお、<u>振替株式等を換価した場合の権利移転手続等</u>については、<u>148 (振替株式等の換価)</u>に定めるところによる。</p>	<p>に不備がある場合</p> <p><u>2</u> 買受人が運送業者に運送を依頼した場所が買受人の本人確認書類と相違する場合（買受人から直接その確認ができていない場合を除く。）</p> <p><u>3</u> 買受人が運送業者に運送を依頼した受取人が買受人と相違する場合（買受人が海外居住者である場合における日本国内に居住する代理人を除く。）</p> <p>(2) 動産を搬出していない場合</p> <p>(同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ イによる引渡しをしたときは、「売却財産の引渡通知書」(様式 <u>460270</u>) により、その旨を滞納者又は第三者に通知すること(徴収法第 119 条第 2 項後段、徴収令第 45 条第 2 項)。この場合において、当該動産を保管する者がその現実の引渡しを拒否したときは、国は、その現実の引渡しを行う義務を負わないが、あらかじめその旨を注意書等により買受人に対し明らかにしておくこと。</p> <p>(有価証券の権利移転手続)</p> <p>100 有価証券の権利移転手続については、次による。</p> <p>なお、<u>株券等保管振替制度の下における預託株券等 (株券等の保管及び振替に関する法律 (以下「振替法」という。)) に規定する参加者が同法に規定する保管振替機関に預託した自己及び顧客の株券及び新株引受権証書をいう。以下同じ。)</u>を換価した場合の権利移転手続等については、<u>148 (株券等保管振替制度の下における預託株券等の換価)</u>に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(注) (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(不動産の権利移転手続)</p> <p>101 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 印紙等受領書の交付</p> <p>買受人から登録免許税の「領収証書」又は印紙の提出を受けた場合には、「印紙等受領書」(様式 <u>308020-100</u>) を買受人に交付するとともに、その受入れ及び払出しについては、「印紙等受払整理簿」(様式 <u>308020-099</u>) により整理しておくこと。</p> <p>(5) 移転登記の嘱託</p> <p>税務署長は、買受人から(1)の請求があったときは、「登記嘱託書」(様式 <u>306011-036・037</u>) 及び「登記原因証明書」を作成し、次により登記の嘱託を行うこと。</p> <p>なお、「登記嘱託書」の作成に当たっては、買受人に「登記識別情報」の通知希望の有無を確認し、「登記識別情報の通知に関する確認書」(様式 <u>306011-038</u>) を徴した上で、買受人が「登記識別情報」の通知を希望しない場合には、「登記嘱託書」にその旨を表示することに留意する(不動産登記法第21条、不動産登記規則第64条第1項第1号参照)。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(6)～(9) (省略)</p> <p>(特殊な事情がある場合)</p> <p>124 (省略)</p> <p>(1) <u>複数の財産を一括換価した場合</u></p> <p>複数の差押財産を一括換価した場合において、各財産の所有者を異にする場合や所</p>	<p>(注) (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(不動産の権利移転手続)</p> <p>101 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 印紙等受領書の交付</p> <p>買受人から登録免許税の「領収証書」又は印紙の提出を受けた場合には、「印紙等受領書」(様式 <u>460420</u>) を買受人に交付するとともに、その受入れ及び払出しについては、「印紙等受払整理簿」(様式 <u>460430</u>) により整理しておくこと。</p> <p>(5) 移転登記の嘱託</p> <p>税務署長は、買受人から(1)の請求があったときは、「登記嘱託書」(様式 <u>454110</u>) 及び「登記原因証明書」を作成し、次により登記の嘱託を行うこと。</p> <p>なお、「登記嘱託書」の作成に当たっては、買受人に「登記識別情報」の通知希望の有無を確認し、「登記識別情報の通知に関する確認書」を徴した上で、買受人が「登記識別情報」の通知を希望しない場合には、「登記嘱託書」にその旨を表示することに留意する(不動産登記法第21条、不動産登記規則第64条第1項第1号参照)。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(6)～(9) (同左)</p> <p>(<u>転質又は転抵当がある場合等</u>)</p> <p>124 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>有者が同一であっても各財産の権利関係が異なるなど、配当を行うに当たり各財産に対応する売却代金の額を定める必要があるときは、売却代金の総額を各財産の見積価額に応じてあん分して得た額を各財産に対応する売却代金の額とする（徴収法第128条第2項、徴基通第128条関係7参照）。</u></p> <p><u>なお、各財産に対応する滞納処分費の負担についても同様である。</u></p> <p><u>(注) 1 複数の財産の一括換価に当たり、権利関係が複雑で担保権者等に対する配当に支障を来すおそれがあると見込まれる場合には、一括換価は行わないことに留意する（徴基通第89条関係4参照）。</u></p> <p><u>2 あん分計算に当たっての端数処理等については、一括換価する場合の見積価額の決定等（41-2の(1)の(注)2参照）に準じて行う。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 共同抵当がある場合 (省略)</p> <p>イ 共同抵当の目的となっている財産の一部について後順位の抵当権がある場合で、その財産の全部を換価したときは、抵当権者に交付すべき金額は、各財産の売却価額（その財産を<u>一括換価</u>したときは各財産の見積価額によってあん分した価額）に応じて、共同抵当によって担保される債権額をあん分した金額であること（民法第392条第1項）。</p> <p>ロ 共同抵当の目的となっている財産の一部を換価した場合においては、その換価した財産について後順位の抵当権があるときでも、先順位の<u>共同抵当権者</u>に交付すべき金額は、<u>その共同抵当によって担保される債権額の全額</u>であること（民法第392条第2項）。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 共同抵当がある場合 (同左)</p> <p>イ 共同抵当の目的となっている財産の一部について後順位の抵当権がある場合で、その財産の全部を換価したときは、抵当権者に交付すべき金額は、各財産の売却価額（その財産を<u>一括して換価</u>したときは各財産の見積価額によってあん分した価額）に応じて、共同抵当によって担保される債権額をあん分した金額であること（民法第392条第1項）。</p> <p>ロ 共同抵当の目的となっている財産の一部を換価した場合においては、その換価した財産について後順位の抵当権があるときでも、先順位の抵当権者に交付すべき金額は、担保される債権額の全額であること（民法第392条第2項）。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(配当すべき私債権の範囲)</p> <p>129 (省略)</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 利息等の範囲 (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 利息等は、約定利率によって計算すること。ただし、その利息等が利息制限法の制限を超過するときは、同法に規定する最高額にとどめること(利息制限法第1条、第4条、第7条、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律第26条)。</p> <p>なお、抵当権等によって担保される債権が利息を生ずべき債権で、利息等につき別段の約定がないものであるときは、法定利率(商行為によって生じた債権については年6分、その他の債権については年5分)によって計算すること(民法第404条、商法第514条)。</p> <p>(注)1・2 (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(イ) 約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率によって算定すること(民法第419条第1項ただし書)。</p> <p>なお、約定利率が利息制限法第1条の制限を超えるときの損害賠償金は、同項の利率によって算定すること(昭和43.7.17最判、昭和48.10.11最判参照)。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(配当計算書の作成等)</p>	<p>(配当すべき私債権の範囲)</p> <p>129 (同左)</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 利息等の範囲 (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 利息等は、約定利率によって計算すること。ただし、その利息等が利息制限法の制限を超過するときは、同法に規定する最高額にとどめること(利息制限法第1条第1項)。</p> <p>なお、抵当権等によって担保される債権が利息を生ずべき債権で、利息等につき別段の約定がないものであるときは、法定利率(商行為によって生じた債権については年6分、その他の債権については年5分)によって計算すること(民法第404条、商法第514条)。</p> <p>(注)1・2 (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(イ) 約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率によって算定すること(民法第419条第1項ただし書)。</p> <p>なお、約定利率が利息制限法第1条第1項の制限を超えるときの損害賠償金は、同項の利率によって算定すること(昭和43.7.17最判、昭和48.10.11最判)。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(配当計算書の作成等)</p>

改正後	改正前
<p>130 換価代金等を配当しようとするときは、「配当計算書」(様式 308030-001~004)を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、次に掲げる者に交付するため、「配当計算書謄本」を送付すること(徴収法第131条、徴収令第49条)。この場合の「配当計算書謄本」には、必ず換価代金等の交付期日を付記して告知すること(徴収法第132条第1項)。</p> <p><u>なお、換価代金等の配当を受ける権利を有する者が多い場合等で必要があるときは、「配当計算書附属書類」(308030-005)を作成すること。</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(注)1・2 (省略)</p> <p>3 譲渡担保権者又は換価財産が担保物処分に係るものであるときにおける差押え時の担保財産の所有者に「配当計算書謄本」を送付した場合においては、本来の納税者に対しては、配当された金銭を国税に充てた旨を「充当通知書」により通知するものとする(徴基通第131条関係6)。</p>	<p>130 換価代金等を配当しようとするときは、「配当計算書」(様式 480010)を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、次に掲げる者に交付するため、<u>その謄本</u>を送付すること(徴収法第131条、徴収令第49条)。この場合において、<u>換価代金等の配当を受ける権利を有する者が多い場合等で必要があるときは、「配当計算書附属書類」を作成すること。</u></p> <p><u>なお、「配当計算書」の謄本の交付に際しては、その謄本に必ず換価代金等の交付期日を付記して告知すること(徴収法第132条第1項)。</u></p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(注)1・2 (同左)</p> <p>3 譲渡担保権者又は換価財産が担保物処分に係るものであるときにおける差押え時の担保財産の所有者に「配当計算書」の謄本を送付した場合においては、本来の納税者に対しては、配当された金銭を国税に充てた旨を「充当通知書」<u>(様式 480040)</u>により通知するものとする(徴基通第131条関係6)。</p>
<p>(一括換価した場合の配当計算書の作成等)</p> <p>130-2 複数の差押財産を一括換価した場合の「配当計算書」の作成に当たっては、130(配当計算書の作成等)に定めるところによるほか、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 「配当計算書」には、一括換価した全ての財産を記載する。</p> <p><u>なお、滞納者を異にする複数の財産を一括換価した場合には、「滞納者」欄に記載された滞納者の権利の対象となる財産を特定して明示すること。</u></p> <p>(2) 財産ごと(権利関係が同一の財産にあつては、その権利関係に係る複数の財産ごと)に「配当計算書附属書類」を作成し、「配当計算書謄本」に添付すること。この場合においては、滞納者又は権利者の権利の対象となっていない財産に係る「配当計算書附属書類」を併せて添付すること。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 <u>上記(2)の他の滞納者に係る「配当計算書附属書類」の添付は、一括換価した全ての財産の権利者に配当手続に関する不服申立ての機会を与える観点から行うものであることに留意する。</u></p> <p>2 <u>差押財産の評価において、全ての財産を一体とした基準価額のみを求めることとした場合(41-2の(1)なお書参照)の「配当計算書」には、売却代金の額に基づく配当金額のみを記載することとして差し支えない。</u></p> <p>(換価代金等の交付)</p> <p>132 (省略)</p> <p>(注) 払渡金額が<u>5万円以上</u>で、受取人が営利法人である場合など、営業に関するものであるときの「領収証書」(昭和52.4.7付間消1-36外3課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」(法令解釈通達)の別表第1の第17号文書関係参照)には、所定の印紙をちょう付、消印させることに留意する。</p> <p>(配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付)</p> <p>133 (省略)</p> <p>(1)~(5) (省略)</p> <p>(6) 配当計算書更正通知書の送付</p> <p>(1)から(3)までにより「配当計算書」を更正して換価代金等を交付する場合においては、「配当計算書更正通知書」(様式 <u>308030-006~008</u>)を作成し、滞納者及びその異議に関係を有する者に交付するものとする(徴基通第133条関係5)。</p> <p>(充当の手続)</p> <p>135 換価代金等(差し押さえた金銭及び交付要求を受けた金銭を含む。以下この章において同じ。)を滞納処分費及び滞納国税に充てる場合には、管理運営事務提要(事務手</p>	<p>(換価代金等の交付)</p> <p>132 (同左)</p> <p>(注) 払渡金額が<u>3万円以上</u>で、受取人が営利法人である場合など、営業に関するものであるときの「領収証書」(昭和52.4.7付間消1-36外3課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」(法令解釈通達)の別表第1の第17号文書関係参照)には、所定の印紙をちょう付、消印させることに留意する。</p> <p>(配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付)</p> <p>133 (同左)</p> <p>(1)~(5) (同左)</p> <p>(6) 配当計算書更正通知書の送付</p> <p>(1)から(3)までにより「配当計算書」を更正して換価代金等を交付する場合においては、「配当計算書更正通知書」(様式 <u>480020</u>)を作成し、滞納者及びその異議に関係を有する者に交付するものとする(徴基通第133条関係5)。</p> <p>(充当の手続)</p> <p>135 換価代金等(差し押さえた金銭及び交付要求を受けた金銭を含む。以下この章において同じ。)を滞納処分費及び滞納国税に充てる場合には、管理運営事務提要(事務手</p>

改正後	改正前
<p>続編) 第4編第5章第5節第2款第3の2の(1)《充当手続》に定めるところにより、 充当の決議及び処理をする。</p> <p>なお、滞納処分費(徴収法第10条により他の国税、地方税その他の債権に優先する 直接の滞納処分費を除く。)については、その徴収の基因となった国税に先立って配当 し、又は充当することに留意する(徴収法第137条、徴基通第137条関係1)。</p> <p>また、差し押さえた金銭及び交付要求により交付を受けた金銭を充当した場合には、 「充当通知書」により滞納者に通知する(徴基通第129条関係4)。</p> <p>(農地等の換価)</p> <p>141 農地等の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 農地等に当たるか否かの確認</p> <p>土地登記簿上の地目が田又は畑である土地の公売に当たって、当該土地の現況が農 地等以外となっていると認められる場合には、農地法第4条第1項《農地の転用の制 限》、第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定に による許可(同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出を含 む。)があったことが明らかである場合を除き、当該土地が農地等に該当するか否か について、「農地等の現況に関する照会書」(様式 <u>308020-007</u>)により農業委員会に 照会し、「<u>農地等の現況に関する照会についての回答書</u>」(様式 308020-008)により その回答を受けた後、農地等として公売するか農地等以外として公売するかを決す るものとする(昭和58.2.24付58構改B第203号農林水産省構造改善局長通達)。</p> <p>なお、土地登記簿上の地目が牧場で、現況が農地等以外となっている土地の公売に 当たっても、これに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(注)1・2 (省略)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>続編) 第4編第5章第5節第2款第3の2の(1)《充当手続》に定めるところにより、 充当の決議及び処理をする。</p> <p>なお、滞納処分費(徴収法第10条により他の国税、地方税その他の債権に優先する 直接の滞納処分費を除く。)については、その徴収の基因となった国税に先立って配当 し、又は充当することに留意する(徴収法第137条、徴基通第137条関係1)。</p> <p>また、差し押さえた金銭及び交付要求により交付を受けた金銭を充当した場合には、 「充当通知書」(様式 <u>480040</u>)により滞納者に通知する(徴基通第129条関係4)。</p> <p>(農地等の換価)</p> <p>141 農地等の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 農地等に当たるか否かの確認</p> <p>土地登記簿上の地目が田又は畑である土地の公売に当たって、当該土地の現況が農 地等以外となっていると認められる場合には、農地法第4条第1項《農地の転用の制 限》、第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定に による許可(同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出を含 む。)があったことが明らかである場合を除き、当該土地が農地等に該当するか否か について、「農地等の現況に関する照会書」(様式 <u>460440</u>)により農業委員会に照会 し、その回答を受けた後、農地等として公売するか農地等以外として公売するかを決 するものとする(昭和58.2.24付58構改B第203号農林水産省構造改善局長通達)。</p> <p>なお、土地登記簿上の地目が牧場で、現況が農地等以外となっている土地の公売に 当たっても、これに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(注)1・2 (同左)</p> <p>(2)～(6) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(酒税等課税前の財産の換価)</p> <p>144 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税（以下「<u>酒税等</u>」という。）の課税前の物品の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 見積価額の公告</p> <p>酒税等の課される物品に係る見積価額の決定については、<u>公売財産評価事務提要第2章第4節《見積価額の決定》</u>に定めるところによるが、その見積価額を公告する場合には、その公告中に、次の事項を付記すること。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(酒税等課税前の財産の換価)</p> <p>144 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税（以下<u>酒税等</u>という。）の課税前の物品の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 見積価額の公告</p> <p>酒税等の課される物品に係る見積価額の決定については、<u>公売財産評価事務提要第3章《見積価額の評定》</u>に定めるところによるが、その見積価額を公告する場合には、その公告中に、次の事項を付記すること。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>(振替株式等の換価)</p> <p>148 <u>振替株式等の換価については、委託売却を原則とする（92 参照）が、公売によって行う場合は、特に次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p>(1) <u>買受人の資格</u></p> <p><u>公売公告には、買受人の要件として、振替株式等の振替を行うための口座（買受人自らが振替機関等に開設したものに限る。）を有していることを記載する（徴収法第95条第1項第7号）。この場合の口座は、必ずしも滞納者と同じ振替機関等である必要はない。</u></p> <p>(2) 権利移転手続</p> <p><u>振替機関等から売却代金の支払を受けた場合には、滞納者の口座を有する振替機関等に対して、滞納者の口座（保有欄）から買受人の口座（保有欄）に振替株式等の振替を請求することにより買受人に対する権利移転手続を行う（振替法第132条第2項等）。</u></p> <p><u>なお、滞納者の振替株式等が特別口座に記載又は記録されている場合であっても、</u></p>	<p>(株券等保管振替制度の下における預託株券等の換価)</p> <p>148 <u>証券等保管振替制度の下における預託株券等の換価については、特に次の事項に留意する。（平成4.1.7付徴徴4-1「株券等の保管振替制度の下における預託株券等の滞納処分取扱いについて」（法令解釈通達）参照）。</u></p> <p>(1) <u>換価手続</u></p> <p><u>預託株券等について滞納者が有する共有持分（以下「預託株券等持分」という。）の換価は、株券又は新株引受権証書（以下「株券等」という。）の交付を請求することなく、当該預託株券等持分の公売又は随意契約による売却により行う。</u></p> <p>(2) 権利移転手続</p> <p>買受人が預託証券等持分の買受代金を全額納付したときは、次の方法により買受人に対する権利移転手続を行う。</p> <p>イ 買受人が株券等保管振替制度の口座を有している場合には、第三債務者等である参加者又は保管振替機関に対し、滞納者の口座から買受人の口座への振替請求を行う。</p>

改正後	改正前
<p><u>滞納処分による公売に基づく権利移転手続においては、振替法第 133 条第 1 項《特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例》の規定による振替制限にかかわらず、買受人の口座（保有欄）に振替の請求を行うことができる。</u></p>	<p><u>ロ 買受人が口座を有しない場合には、原則として、買受人に対し口座の開設を要請した上で、上記イの手続を行うが、買受人がそれに応じないときには、第三債務者等から株券等の交付を受けた上で、その株券の現物を引き渡す。</u></p> <p><u>(注) 単元未満株式（会社法第 189 条参照）については、その会社の定款で株券の不発行が定められている場合には、株券の交付請求ができないことに留意する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(3) 質権口座により質権を設定している場合の権利移転手続</u></p> <p><u>預託株券等の株式等について、質権設定者である参加者又は顧客の口座から質権者の質権を目的とする口座（以下「質権口座」という。）へ振り替える方法により質権が設定されている場合には、質権者の質権口座から買受人の口座へ振替請求をすることにより、買受人への権利移転手続を行う。</u></p> <p><u>なお、質権口座への振替の方法により設定された質権の証明は、当該質権の記載がある参加者口座簿又は顧客口座簿の写し（振替法第 36 条）によって行うことができる（徴収法第 15 条第 2 項前段、徴収法施行令第 4 条第 1 項）。この場合における質権の設定時期は、口座簿に振替の記載がされた日である（振替法第 27 条第 2 項）。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(4) 普通口座により担保権を設定している場合の権利移転手続</u></p> <p><u>預託株券等の株式等について、担保権設定者の普通口座から担保権者の普通口座へ振り替える方法により担保権を設定している場合には、担保権者の普通口座から買受人の口座へ振替請求をすることにより、買受人への権利移転手続を行う。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(5) 滞納処分による差押えと強制執行等による差押えが競合した場合</u></p> <p><u>滞納処分による差押え後に強制執行等による差押えがなされた預託株券等持分を換価したときに（滞納処分続行決定承認の決定があった場合を含む。）、換価代金について滞納者に交付すべき残余が生じた場合には、執行裁判所に当該残余金を交付する（滞調法第 20 条の 8 第 1 項（第 20 条の 11 第 1 項の場合を含む。）で準用する第 6 条第 1 項、第 36 条の 11 第 1 項（第 36 条の 14 第 1 項の場合を含む。）で準用する第 27 条第 1 項により適用される第 6 条第 1 項（滞調法逐条通達第 27 条関係 1 参照）、第</u></p>

改正後	改正前
<p>(共同抵当の目的となっている財産の換価)</p> <p>151 同一の債権の担保として、数個の不動産 <u>(滞納者を異にするものを含む。)</u> の上に抵当権の設定があるとき (共同抵当) において、その財産を換価する場合には、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) <u>換価の方法</u></p> <p>共同抵当の目的となっている財産であっても、原則として、<u>個々に換価するが、次のいずれにも該当するときは、当該財産を一括換価することができる (24 の(2)参照)。</u></p> <p>イ <u>共同抵当財産の価額が滞納税額を著しく超過しないこと。</u></p> <p>ロ <u>共同抵当財産を一括換価することにより高価有利に売却できること。</u></p> <p>ハ <u>一括換価することを不当とする事由がないと認められること。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 共同抵当の目的となっている財産の一部に設定されている他の抵当権 (以下「競合</u></p>	<p><u>20 条の 9 第 1 項で準用する第 18 条第 2 項、第 36 条の 12 第 1 項で準用する第 18 条第 2 項)。</u></p> <p>(共同抵当の目的となっている財産の換価)</p> <p>151 同一の債権の担保として、数個の不動産の上に抵当権の設定があるとき (共同抵当) において、その財産を換価する場合には、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) <u>換価の原則</u></p> <p>共同抵当の目的となっている財産であっても、原則として、<u>各別に換価すること。ただし、抵当財産の価額が滞納税額を著しく超過せず、かつ、共同抵当財産を一括して換価することが個別に換価するよりは高価有利に売却できると認められる場合には、一括して換価することとして差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>共同抵当権者に配当すべき金額</u></p> <p><u>共同抵当の目的となっている財産の一部を換価した場合において、共同抵当権者に配当すべき金額は、その共同抵当によって担保される債権の全額であることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記について例示すれば、次のとおりである。</u></p> <p><u>共同抵当の目的となった不動産甲の価額 100 万円、不動産乙の価額 50 万円、共同抵当権によって担保される債権額が 80 万円である場合において、この抵当権に劣後する国税 60 万円のために不動産甲だけを換価したときの配当は、抵当権 80 万円、国税 20 万円である。この場合、80 万円の金額を甲、乙両不動産の価額にあん分する必要はないことに留意する。</u></p> <p><u>(3) 共同抵当の目的となっている財産の一部に設定されている他の抵当権 (以下「競合</u></p>

改正後	改正前
<p>抵当権」という。)がある場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 共同抵当財産を一括換価した場合には、<u>売却代金の総額を各財産の見積価額に応じてあん分して得た額を各財産に対応する売却代金の額として、イの(イ)及び(ロ)に準ずること</u>（民事執行法第 86 条第 2 項、<u>徴収法第 182 条第 2 項、徴基通第 128 条関係 7 参照</u>）。</p> <p>なお、「<u>配当計算書謄本</u>」には、<u>財産ごと（権利関係が同一の財産にあつては、その権利関係に係る複数の財産ごと）に「配当計算書附属書類」を作成し、添付すること。</u></p> <p>(担保権の引受けを条件とする財産の換価)</p> <p>153 担保権の引受けを条件とする財産の換価については、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 担保権の引受けを条件とする換価ができる場合</p> <p>(省略)</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 当該質権、抵当権又は先取特権を有する者から「担保権の引受けの方法による換価申出書」(様式 <u>308020-056</u>) により、公売公告の日又は随意契約により売却する日の前日までに、担保権の引受けを条件とする換価の実施方についての申出があったこと。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(売却決定の取消しに伴う処理)</p> <p>156 (省略)</p> <p>(1) 取消しの決議及び通知</p>	<p>抵当権」という。)がある場合</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 共同抵当財産を一括して換価した場合には、<u>換価代金を競合抵当権の設定されている財産の見積価額とその他の財産の見積価額によってあん分し、その額をそれぞれの財産の売却価額とみなして、イの(イ)及び(ロ)に準ずること</u>（民事執行法第 86 条第 2 項参照）。</p> <p>なお、「<u>配当計算書</u>」には、<u>各財産ごとの配当金額を記載した適宜の様式による別紙を添付すること。</u></p> <p>(担保権の引受けを条件とする財産の換価)</p> <p>153 担保権の引受けを条件とする財産の換価については、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 担保権の引受けを条件とする換価ができる場合</p> <p>(同左)</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 当該質権、抵当権又は先取特権を有する者から「担保権の引受けの方法による換価申出書」(様式 <u>460030</u>) により、公売公告の日又は随意契約により売却する日の前日までに、担保権の引受けを条件とする換価の実施方についての申出があったこと。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>(売却決定の取消しに伴う処理)</p> <p>156 (同左)</p> <p>(1) 取消しの決議及び通知</p>

改正後	改正前
<p>売却決定を取り消す場合には、その旨の決裁を了した上、その財産の買受人、滞納者及び利害関係人のうち知っている者に対して「売却決定取消通知書」を作成し、その旨を通知すること（徴基通第 117 条関係 3、第 115 条関係 8、第 114 条関係 3、第 108 条関係 19）。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(公売保証金の返還)</p> <p>158 155 (売却決定を取り消すべき場合) の(1)又は(3)により売却決定を取り消したときにおいて買受人の提供した公売保証金があるときは、遅滞なくこれを買受人に返還すること（56 の(6)、徴収法第 100 条第 6 項第 3 号、第 5 号）。</p> <p>また、155 の(2)により売却決定を取り消したときにおいて買受人の提供した公売保証金があるときは、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない（徴収法第 100 条第 3 項ただし書）。この場合には、「充当通知書」によりその旨を滞納者に通知するものとする（53 の(5)のロ、徴基通第 100 条関係 13）。</p> <p>なお、上記のほか行政不服審査法、通則法等に定める場合又は判決に基づいて売却決定を取り消したときは、滞納者と買受人との間の売買契約は、売却決定の時にさかのぼって消滅するから、この場合においても買受人の提供した公売保証金があるときは、遅滞なく、これを買受人に返還すること。</p> <p>(不服申立てがあった場合の換価の制限に関する処理)</p> <p>160 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公売公告後売却決定前の場合</p> <p>イ 公売公告後売却決定前に換価制限に該当することとなった場合においては、その</p>	<p>売却決定を取り消す場合には、その旨の決裁を了した上、その財産の買受人、滞納者及び利害関係人のうち知っている者に対して「売却決定取消通知書」(様式 460280)を作成し、その旨を通知すること（徴基通第 117 条関係 3、第 115 条関係 8、第 114 条関係 3、第 108 条関係 19）。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>(公売保証金の返還)</p> <p>158 155 (売却決定を取り消すべき場合) の(1)又は(3)により売却決定を取り消したときにおいて買受人の提供した公売保証金があるときは、遅滞なくこれを買受人に返還すること（56 の(6)、徴収法第 100 条第 6 項第 3 号、第 5 号）。</p> <p>また、155 の(2)により売却決定を取り消したときにおいて買受人の提供した公売保証金があるときは、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない（徴収法第 100 条第 3 項ただし書）。この場合には、「充当通知書」(様式 480040)によりその旨を滞納者に通知するものとする（53 の(5)のロ、徴基通第 100 条関係 13）。</p> <p>なお、上記のほか行政不服審査法、通則法等に定める場合又は判決に基づいて売却決定を取り消したときは、滞納者と買受人との間の売買契約は、売却決定の時にさかのぼって消滅するから、この場合においても買受人の提供した公売保証金があるときは、遅滞なく、これを買受人に返還すること。</p> <p>(不服申立てがあった場合の換価の制限に関する処理)</p> <p>160 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公売公告後売却決定前の場合</p> <p>イ 公売公告後売却決定前に換価制限に該当することとなった場合においては、その</p>

改正後	改正前
<p>後の換価手続を中止すること。ただし、当該不服申立ての速やかな却下又は棄却が明らかに予見され、特に換価を必要とするときは、入札等の終了の告知（徴収法第106条第1項）までの手続を進めて差し支えないが、売却決定はしないこと。この場合においては、公売参加者及び最高価申込者等に対し不服申立て中である旨及び売却決定の日時前に換価制限が解除されないときは、当該日時には売却決定をしない旨を適宜の方法により周知すること。</p> <p>なお、この場合において、最高価申込者等の決定をしているときは、その最高価申込者等に対し換価制限中は、「換価財産の買受申込等<u>の</u>取消申出書」（様式308020-057）によりその入札等を取り消すことができる旨を適宜の方法により周知するものとする（徴収法第114条参照）。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>ハ （省略）</p> <p>(イ)・(ロ) （省略）</p> <p>(ハ) (イ)の変更後の買受代金の納付の期限は、<u>変更後の売却決定の日</u>とすること。ただし、変更前の買受代金の納付の期限が55（納付の期限の延長）による納付の期限の延長に係るものである場合には、(ロ)の変更後の売却決定の日に変更前の延長期間の日数を加えて算出した日とすること。</p> <p>(ニ) （省略）</p> <p>(3) 売却決定後買受代金の<u>納付前</u>の場合</p> <p>イ 売却決定後買受代金の<u>納付前</u>に換価制限に該当することとなった場合には、買受代金の領収はしないものとする。この場合においては、買受人に対し、換価制限中は、その買受けを取り消すことができる旨を適宜の方法により周知するものとする（徴収法第114条参照）。</p> <p>(4) （省略）</p>	<p>後の換価手続を中止すること。ただし、当該不服申立ての速やかな却下又は棄却が明らかに予見され、特に換価を必要とするときは、入札等の終了の告知（徴収法第106条第1項）までの手続を進めて差し支えないが、売却決定はしないこと。この場合においては、公売参加者及び最高価申込者等に対し不服申立て中である旨及び売却決定の日時前に換価制限が解除されないときは、当該日時には売却決定をしない旨を適宜の方法により周知すること。</p> <p>なお、この場合において、最高価申込者等の決定をしているときは、その最高価申込者等に対し換価制限中は、「換価財産の買受申込等<u>取消</u>申出書」（様式460275）によりその入札等を取り消すことができる旨を適宜の方法により周知するものとする（徴収法第114条参照）。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>ハ （同左）</p> <p>(イ)・(ロ) （同左）</p> <p>(ハ) (イ)の変更後の買受代金の納付の期限は、<u>変更後の売却決定の日時</u>とすること。ただし、変更前の買受代金の納付の期限が55（納付の期限の延長）による納付の期限の延長に係るものである場合には、(ロ)の変更後の売却決定の日に変更前の延長期間の日数を加えて算出した日とすること。</p> <p>(ニ) （同左）</p> <p>(3) 売却決定後買受代金の<u>納付の期限前</u>の場合</p> <p>イ 売却決定後買受代金の<u>納付の期限前</u>に換価制限に該当することとなった場合には、買受代金の領収はしないものとする。この場合においては、買受人に対し、換価制限中は、その買受けを取り消すことができる旨を適宜の方法により周知するものとする（徴収法第114条参照）。</p> <p>(4) （同左）</p>